

広島市

エリアマネジメント活動計画 認定制度の手引



令和2年（2020年）3月

はじめに

本市では、まちの活性化には、地域で暮らす人たちが「自分たちのまちは自分たちで創る」という気持ちを持ち、様々なまちづくり活動に参画していただくことが必要だと考えています。

そして、このような住民等によるまちづくり活動の活発化を図るため、活動経費の助成やアドバイザー派遣などの支援策を行っており、現在は、市内の各地域で、様々な活動団体がまちづくり活動に取り組んでいます。

こうした活動の盛り上がりを継続し、発展していくには、これまでの支援策に加え、より住民自らの創意工夫を生かせる手法を取り入れることが必要だと考え、エリアマネジメントの手法の浸透・定着に取り組むこととし、平成 31 年（2019 年）2 月、「広島市エリアマネジメント活動計画認定制度」を作りました。

本手引は、この認定制度の活用促進を図るために作成したものであり、エリアマネジメントの基本情報や認定制度の概要、認定手続の方法などについて説明しています。

はじめに	3
第1章 エリアマネジメントとは	6
1 エリアマネジメントの定義	6
2 エリアマネジメントの特徴	6
3 エリアマネジメントの主な活動内容	8
4 エリアマネジメントの効果（メリット）	10
第2章 エリアマネジメント活動計画認定制度の概要	11
1 制度の趣旨	11
2 制度の枠組み	12
3 認定を受けることの効果（メリット）	13
4 エリアマネジメント活動計画とは	14
5 エリアマネジメント活動計画の認定基準等	15
第3章 制度利用の手続	17
1 認定申請の検討・申請準備（要綱第4条）	18
2 エリアマネジメント活動計画の作成（要綱第4条）	20
3 エリアマネジメント活動計画の認定申請等（要綱第4条）	24
4 エリアマネジメント活動計画の審査・認定・公表（要綱第5条・第6条）	26
5 エリアマネジメント活動計画の実施及び活動実績の報告（要綱第9条）	28
6 その他の手続（活動計画の変更・廃止など）（要綱第7条～第10条）	30
第4章 活動実施に当たっての留意事項	32
1 エリアマネジメント活動で損害が生じた場合	32
2 活動エリア（対象地域）の関係者との連携	32
参考資料	33
広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱及び別記様式第1号～第7号	34
参考様式 認定エリアマネジメント活動計画 記載事項確認票	45
広島市エリアマネジメント活動計画認定審査会設置要領	46
広島市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領	47
広島市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領第3条の規定に基づき別に定める審査表	48
広島市まちづくり要綱	50
広島市まちづくり要綱施行要領	52
エキキタエリアマネジメント活動計画	53
広島駅まち協議会エリアマネジメント活動計画	60

Q&A

町内会活動や一般的なまちづくり活動は、エリアマネジメントですか？…7

エリアマネジメント団体とは、こういった団体ですか？…12

エリアマネジメント活動計画の認定と規制緩和の関係は？…13

認定の対象は、なぜ組織ではなくエリアマネジメント活動計画なのですか？…14

認定申請と公共施設等の使用許可等の申請手続は、一つにできないのですか？…25

認定要件や審査基準と審査表の関係は？…26

総会が5月以降のため、活動実績の報告時に、承認を受けた総会資料を提出できないのですが。…29

広島市まちづくり要綱によるアドバイザー等の派遣制度…18

第1章 エリアマネジメントとは

1 エリアマネジメントの定義

エリアマネジメントは、一般的には、「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み」（国土交通省土地・水資源局作成「エリアマネジメント推進マニュアル」〔平成20年3月〕）と定義されています。

また、ここでいう「良好な環境や地域の価値の維持・向上」とは、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人をひきつけるブランド力の形成や安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・文化の継承等、ソフトな領域のものも含んでいます。

2 エリアマネジメントの特徴

エリアマネジメントには、一般的に以下のような「4つの特徴」があると言われており、本市においても、この特徴を満たすものをエリアマネジメントと捉えています。

(1) 「つくること」だけではなく、「育てること」

人口減少社会においては、「開発＝つくること」だけではなく、その後の維持管理・運営（マネジメント）の方法、つまり「育てること」までを考えた開発を行うことが重要です。また、既成市街地においても、維持管理・運営を行い、地域を「育てること」が必要となっています。



(2) 住民・事業主・地権者等が主体的に進めること

これからのまちづくりにおいては、従来の平均的・画一的と評されがちであったまちづくりではなく、「個性豊かな地域」や「身近な地域」を実現することが重要です。地域の問題が多様化し、その解決方法も様々であるため、住民・事業主・地権者等が主体的に進める必要があります。



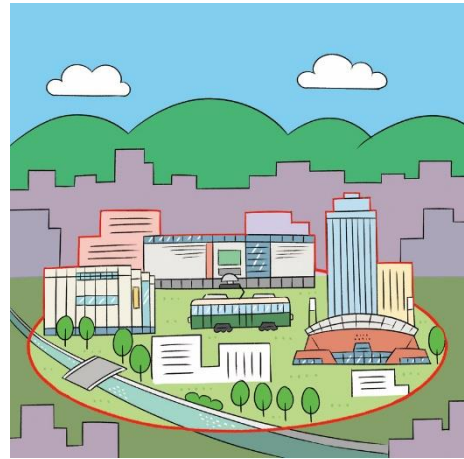
(3) 多くの住民・事業主・地権者等が関わり合いながら進めること

エリアマネジメントは、地域の限られた人々による取組ではなく、多くの住民・事業主・地権者等が関わり合いながら、地域に関する様々な活動を総合的に進めるものです。そのためには、「地域の総意を得る」、「活動に対して費用負担をする」、「活動メンバーとして主体的に参画する」等、様々な関わり方が求められています。



(4) 一定のエリアを対象としていること

エリアマネジメントは、多くの住民・事業主・地権者等が関わり合いながら進めるものであるため、敷地単位ではなく一定のエリアを対象とすることが基本と考えられています。また、一定のエリアを設定することで、活動の目標や内容を共有し、活動の成果や地域の変化等を評価し、PDCA サイクルを回すことにより、エリアマネジメント活動を持続可能なものとするにつながります。



Q： 町内会活動や一般的なまちづくり活動は、エリアマネジメントですか？

A： エリアマネジメントの定義に該当する活動であれば、町内会・自治会等の地域団体を中心としたまちづくり活動も該当するものと考えます。

ただし、エリアマネジメントは、少なくとも、

- ① 活動地域内の住民だけでなく、事業者や地権者等のその地域に関わる多くの人が参画・協力した活動であること
- ② そのような人たちによる主体的な活動であること
- ③ 地域の良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動であること

という3点が特徴です。単独の事業者による活動や、活動地域内に関係のない者の行う活動、行政主体の活動、企業の営業のみを目的とした活動などは該当しないと考えられます。

3 エリアマネジメントの主な活動内容

エリアマネジメントの活動内容は、地区の特性により多種多様ですが、全国的に以下のような活動がよく実施されています。

(1) 地域ルールづくり等

① 地域ビジョン等の作成、共有

地域の将来像、まちづくりの方針や方向性、目標を明確にするため、地域ビジョン等が作成、共有されています。

エリアマネジメント団体と行政が共同で作成し、共有する例もあります。

【例】 まちづくりビジョン、まちづくり基本計画など

② 地域独自のルールの作成、運用

まちづくりのガイドライン等を策定し、統一感のある景観の形成等に取り組んでいます。これらのルールに基づき、街並み、緑化空間、公開空地等を適切に維持・管理することにより、快適で質の高い景観づくりが行われています。

【例】 街並みガイドライン、屋外広告物ガイドラインなど

(2) 防災・防犯活動、環境維持活動

① まちの清掃活動、防犯活動

まちの快適性や美観を高めることを目的に、ゴミ拾い等の清掃活動が行われています。また、防犯講習会を実施するなど、地区の安全性を高める取組を関係者が共同で行っています。

【例】 一斉清掃、違法駐輪対策活動など

② 防災活動

災害に備えて企業やテナント間の連携強化や、帰宅困難者の受入れのための備蓄倉庫の整備などを行い、地区の防災能力の向上を図る取組が行われています。そのほか、合同避難訓練の実施や防災マップの作製など、様々な活動が行われています。

【例】 防災マップの作成・配布、帰宅困難者対策など

(3) にぎわいづくり、地域活性化

多くのひとを呼び込み、まちのにぎわいを創出するための季節に応じたイベントの開催等が行われています。道路等の歩行空間や公園・広場、公開空地等の公共的空間を活用して実施されることも多々あります。

【例】 打ち水イベント、フードイベント

(4) コミュニティづくり

関係者の交流を促進するとともに、地域づくりの担い手を育成する新たなコミュニティを生み出す取組が進められています。

【例】 まちづくり勉強会、会員親睦スポーツ大会など

(5) まちの情報発信

マップや情報誌等の紙媒体のほか、ホームページやSNSを活用するなどして、地区に関する情報を広く発信することにより、知名度向上が図られています。また、来街者・地区の就業者・地域住民等に対して効果的なまちの案内ができるようなインフォメーションにも取り組んでいます。

【例】 HP等の開設、案内板等の設置など

(6) 公共施設や公共的空間の整備・管理

道路、公園などの公共施設や公開空地などの公共的空間を整備・管理するとともに、まちづくりに有効活用する活動が行われています。

公共施設の整備においては、新設ではなく、道路の舗装面やガードレール等を高質化するといった取組もあります。また、管理については、指定管理者制度を活用したもののほか、協定等により行われているものもあります。

こうした活動に併せて、管理する公共施設等において、広告場所を企業に提供し、得られた収益をエリアマネジメントの活動財源に充てる活動（(8)の財源確保を主とするもの）が行われることもあります。

【例】 公共施設の管理、公開空地の利活用、ガードレールや歩道路面の高質化など

(7) 民間施設等の公的利活用

民間の施設等を活用し、公的サービスを提供する取組が行われています。施設以外にも物品や人的サービスの提供もあります。

また、使われていない空き屋・空き地を地域の手で再利用し、まちの拠点として再生するなどの活動も行われています。

【例】 地区内無料巡回バスの運行支援、ベビーカー貸出など

(8) 財源確保を主とした取組

エリアマネジメントを継続してくため、様々な方法で活動財源を確保する取組が行われています。

【例】 エリアマネジメント広告、エリアマネジメント支援自動販売機など

4 エリアマネジメントの効果（メリット）

エリアマネジメント活動による効果は、大きく以下の4つに分類できると言われています。

(1) 快適な地域環境の形成とその持続性の確保

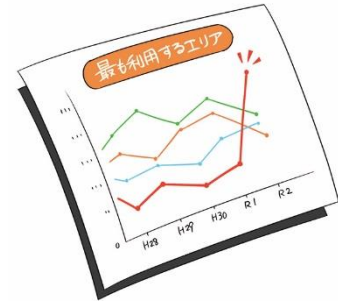
住民・事業主・地権者のみならず、就業者・来街者にとっても快適で質の高い環境の形成が図られます。

建築物や道路・公園等の公共施設の整備と併せて、その場所にふさわしい活動がなされるような継続的な仕組みを整えることで、快適な地域環境を形成し、環境を持続する仕組みがつくられます。



(2) 地域活力の回復・増進

地域の活力の回復・維持、さらには増進が期待されます。例えば、中心市街地においては、来街者が増えて活気を取り戻したり、空き店舗が減少して経済活動が活性化していくことが期待できます。



(3) 資産価値の維持・増大

エリアマネジメントの実施に伴い、土地・建物の資産価値が高まることが期待されます。美しい街並みや安全で快適な環境が形成されることで、土地・建物の不動産価値が下落しにくくなったり、不動産の売却が比較的容易になったりする等、市場性を維持することが期待されます。



(4) 住民・事業主・地権者等の地域への愛着や満足度の高まり

住民・事業主・地権者等の地域への愛着や満足度が高まることが期待されます。その結果エリアマネジメントへの参画意識が高まり、活動が充実化していくとともに、住民の定住促進や事業主の継続性等、地域の求心力が高まることによる更なる効果が期待されます。



<参考文献>

国土交通省 土地・水資源局「エリアマネジメント推進マニュアル」（平成20年3月）
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局・内閣府地方創生推進事務局
「地方創生まちづくりーエリアマネジメントー」（平成29年3月）

第2章 エリアマネジメント活動計画認定制度の概要

1 制度の趣旨

全国で取り組まれているエリアマネジメントでは、前章3のように様々な活動が行われていますが、大都市の都心部等においては、公共施設等を自分たちで管理、運営するとともに、有効活用している事例が多く見られます。

こうした活動は、地域のにぎわいづくりのほか、活動団体の財政面での自立や活動の活性化を図ることができることから、都心部等におけるエリアマネジメントにおいて重要な活動の一つと捉えられています。

こうしたことから、広島市では、都市機能が集積する地区等で行われるエリアマネジメントのうち、当該地区の持続的な活性化に資すると認められるものについては、公共施設等の有効活用を可能にするため、本認定制度を創設しました。

この制度のねらいは、本市域でのエリアマネジメントの適正かつ持続的な実施と、エリアマネジメント団体の自立性の向上を図ることにあります。

<本制度で支援対象とするエリアマネジメント>

本制度で支援対象とするエリアマネジメントは、一般的なエリアマネジメントの定義に加え、以下の要件に該当するものです。

- ① 道路、公園等の公共施設や、公開空地等の公共的空間を活用した活動を行うこと
- ② まちのにぎわいづくり、情報発信、環境維持など多彩な活動を行うこと

一般的なエリアマネジメントの定義

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組

+

本市が支援対象とするエリアマネジメントに求める要件

- 道路、公園等の公共施設や、公開空地等の公共的空間を活用した活動を行うこと
- まちのにぎわいづくり、情報発信、環境維持など多彩な活動を行うこと

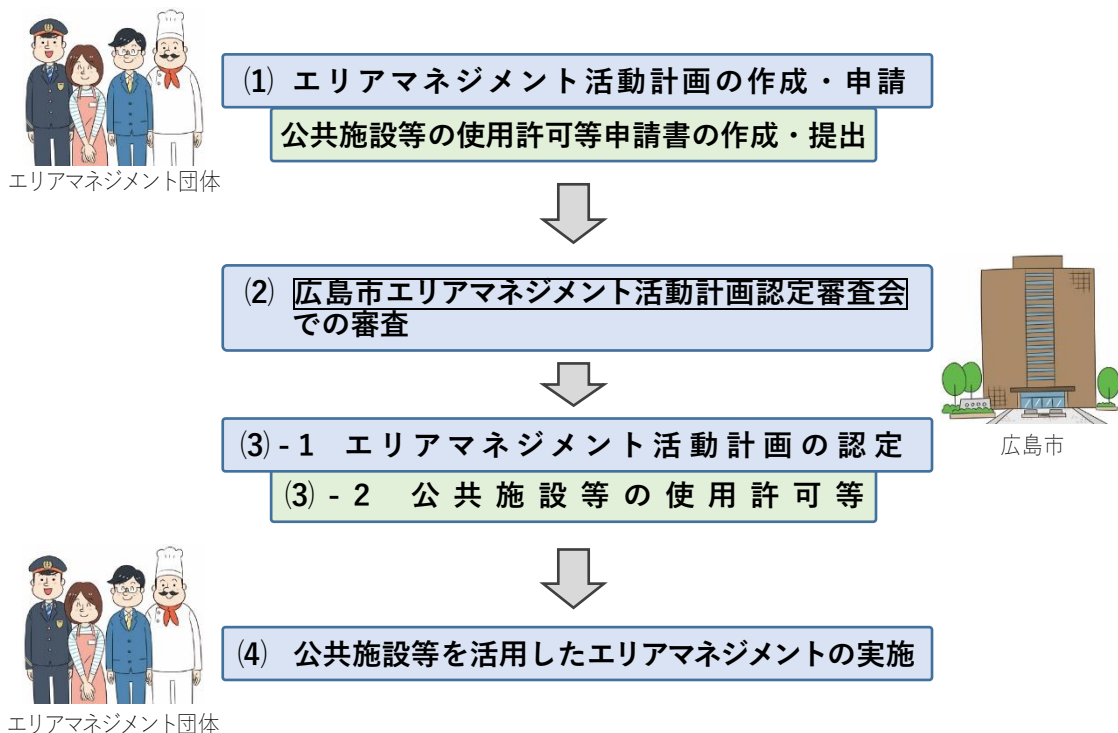
||

本制度で支援対象とするエリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のうち、都市機能の集積する地区等において、公共施設や公共的空間を活用しながら、にぎわいづくり、環境維持などを含む多彩な活動を持続的に行うもの

2 制度の枠組み

- (1) エリアマネジメント団体は、自らが行うエリアマネジメントの推進に関する計画（「エリアマネジメント活動計画」といいます。）を作成し、本市に認定申請を行います。
- (2) 本市は、広島市エリアマネジメント活動計画認定審査会において、申請内容を審査します。
- (3)-1 エリアマネジメント活動計画の内容が適正なものであると判断した場合、当該エリアマネジメント活動計画を認定し、本市ホームページなどで当該活動計画を公表します。
- (3)-2 認定されたエリアマネジメント活動計画に記載した公共施設等の使用等に係る制限も緩和します。（別途、公共施設等の使用許可等が必要です。）
- (4) エリアマネジメント活動計画の認定を受けたエリアマネジメント団体は、当該エリアマネジメント活動計画に基づき、エリアマネジメントを実施します。



Q： エリアマネジメント団体とは、こういった団体ですか？

A： エリアマネジメントの定義である「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組」を実施する団体のことです。

なお、本制度で支援対象とするエリアマネジメント団体については、「活動地域内の住民団体や事業者、各種関係団体など、幅広く地元の関係団体等で構成され、かつ、地域を代表する組織として地域住民等に認知されたもの」で、「来訪者を呼び込むことによるにぎわいづくりにより地域の持続的な活性化を図ることを主な活動目的とした団体」であることを要件としています。（P16 参照）

3 認定を受けることの効果（メリット）

エリアマネジメント活動計画の認定を受けた場合、次の2つのメリットがあります。

(1) 公共施設等の使用に係る規制緩和

エリアマネジメント活動計画の認定後は、当該計画に記載された「にぎわいづくり」や「営利活動による財源確保」などの活動において、道路・公園等の「公共施設」や、公開空地等の「公共的空間」（これら二つをまとめて「公共施設等」といいます。）を活用する際に支障となる使用等に係る制限（ここでは「規制」といいます。）を特例的に緩和します。

〔 実際の手続においては、エリアマネジメント活動計画認定申請に加えて、各々の公共施設等に係る使用許可等の申請を並行して行うことになります。（P.17 参照） 〕

具体的には、以下のような規制緩和が想定されます。

< 想定される規制緩和の例 >

道 路	公園・緑地	有効空地
・ 広告物の掲出 ・ オープンカフェの実施	・ 営利活動を主目的とするイベントの実施 ・ 自動販売機の設置	・ 営利イベントの実施 ・ 使用日数の上限の緩和
 	 	 

(2) 活動の認知度向上

認定したエリアマネジメント活動計画については、その認定の事実と活動計画書を、本市のホームページなどで公表します。これにより、エリアマネジメントの認知度向上とブランド化の効果が期待できます。



Q： エリアマネジメント活動計画の認定と規制緩和の関係は？

A： 本制度による規制の緩和は、本市が定めたルールによる規制を対象としており、国の法律等により規制されているものは対象となりません

「認定」の役割は、公共施設等の所管課が、本市が定めたルールを特例的に緩和することが適当と判断する「目安」を提供することです。公共施設等の所管課はこの「目安」を根拠として案件ごとに許可等を行います。このため、緩和の条件や緩和される内容が一律に決まっているものではありません。また、希望する規制緩和のすべてが実施できるわけではありません。

4 エリアマネジメント活動計画とは

エリアマネジメント団体が作成する、自らが行うエリアマネジメントの推進に係る計画で、エリアマネジメント活動計画の認定を申請する際に、本制度担当窓口（コミュニティ再生課）に提出します。

(1) エリアマネジメント活動計画の内容（記載する事項）

エリアマネジメント活動計画に必ず記載する事項は以下のとおりです。

- ① エリアマネジメントの名称
- ② エリアマネジメントの対象地域
- ③ エリアマネジメントの目的及び目標
- ④ エリアマネジメント団体の組織体制
- ⑤ エリアマネジメントの取組内容
- ⑥ エリアマネジメントの収支計画
- ⑦ エリアマネジメントの推進において必要と考える公共施設等の規制緩和

また、広島市は、上記の項目以外についても、記載が必要と考えられる事項について、個別に記載を求める場合があります。

この他、エリアマネジメント団体が活動推進に必要と考える事項があれば、これを記載することができます。

(2) 認定エリアマネジメント活動計画

エリアマネジメント活動計画の認定を受けたエリアマネジメント団体は、認定を受けたエリアマネジメント活動計画（「認定エリアマネジメント活動計画」といいます。）に基づき、エリアマネジメントを実施します。

認定エリアマネジメント活動計画に記載した内容を変更する場合は、再度認定を受ける必要があります（ただし、軽微な変更については、変更届の提出で足る場合があります。）。(P.30 参照)

Q： 認定の対象は、なぜ組織ではなくエリアマネジメント活動計画なのですか？

A： エリアマネジメントとは、前章に記載したとおり非常に幅広い概念であり、その目的や活動内容、メンバー構成も多種多様です。また、それに伴い、団体の組織形態も、任意団体、NPO 法人、社団法人、有限会社、株式会社など様々であり、地域の実情に合わせた体制で活動されています。

このような多種多様なエリアマネジメントについて、公共施設等の使用に係る規制を緩和する「目安」となる認定を行うに当たっては、組織体制という外見적인判断だけでなく、「どういった活動をするために必要な規制緩和なのか」を含め、そのエリアマネジメントの全体像を確認する必要があります。

このため、本制度では組織体制のほか、活動目的や取組内容等、エリアマネジメント活動の全体像を記した「エリアマネジメント活動計画」を提出していただき、これを審査する制度としています。

5 エリアマネジメント活動計画の認定基準等

エリアマネジメント活動計画の認定を受けるには、次の(1)～(3)の全てを満たすことが必要です。

(1) エリアマネジメントの定義に合致すること（要綱第3条）

当該エリアマネジメントが、「地域における良好な環境や、地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者等による主体的な取組」であること。

(2) 本制度で支援対象とするエリアマネジメントに該当すること（要綱第3条）

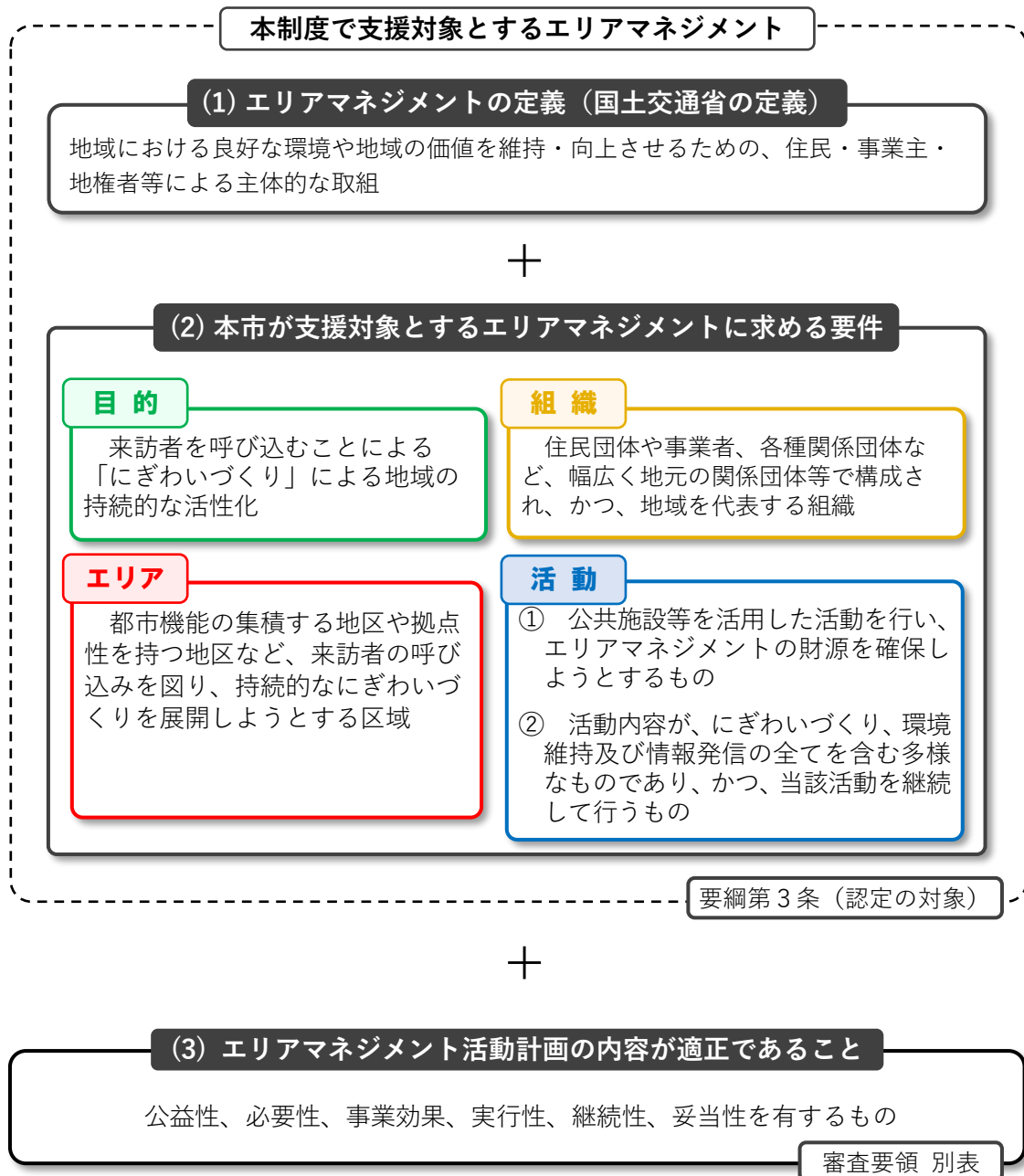
当該エリアマネジメントが、活動目的、活動エリア、活動組織及び活動内容の4項目ごとに定めた「認定要件」を満たしていること。

(3) エリアマネジメント活動計画の内容が適正なものであると判断できるものであること（要綱第6条）

当該エリアマネジメントが、公益性、必要性、事業効果、実行性、継続性、妥当性を有するものであること（審査要領別表）。

項 目	審 査 基 準
公 益 性	対象地域全体の利益増進につながる活動であるか。 利益が特定の者や地域に偏っていないか。
必 要 性	対象地域の課題やニーズに応じた、地域にとって必要な活動であるか。
事業効果	設定した目的や目標の達成が期待できる活動であるか。
実 行 性	エリアマネジメント団体の組織体制、これまでの活動状況、活動計画、収支計画等から、活動の実施が可能であると見込まれるか。
継 続 性	中長期的に実施体制や財源等が確保され、継続的な活動の実施が可能であると見込まれるか。
妥 当 性	① エリアマネジメントの取組に必要な規制緩和 エリアマネジメントの活動の公益性や必要性、期待される効果等と、当該制限等の本来の目的及び当該制限等の緩和による地域環境等への影響とを比較考量し、当該制限等の緩和を行うことに妥当性があるか。 両者を比較して妥当性を判断 ② その他エリアマネジメント団体が活動推進に必要と考える事項 その記載目的及び内容に妥当性があるか。

<エリアマネジメント活動計画の認定基準等のイメージ図>



第3章 制度利用の手続

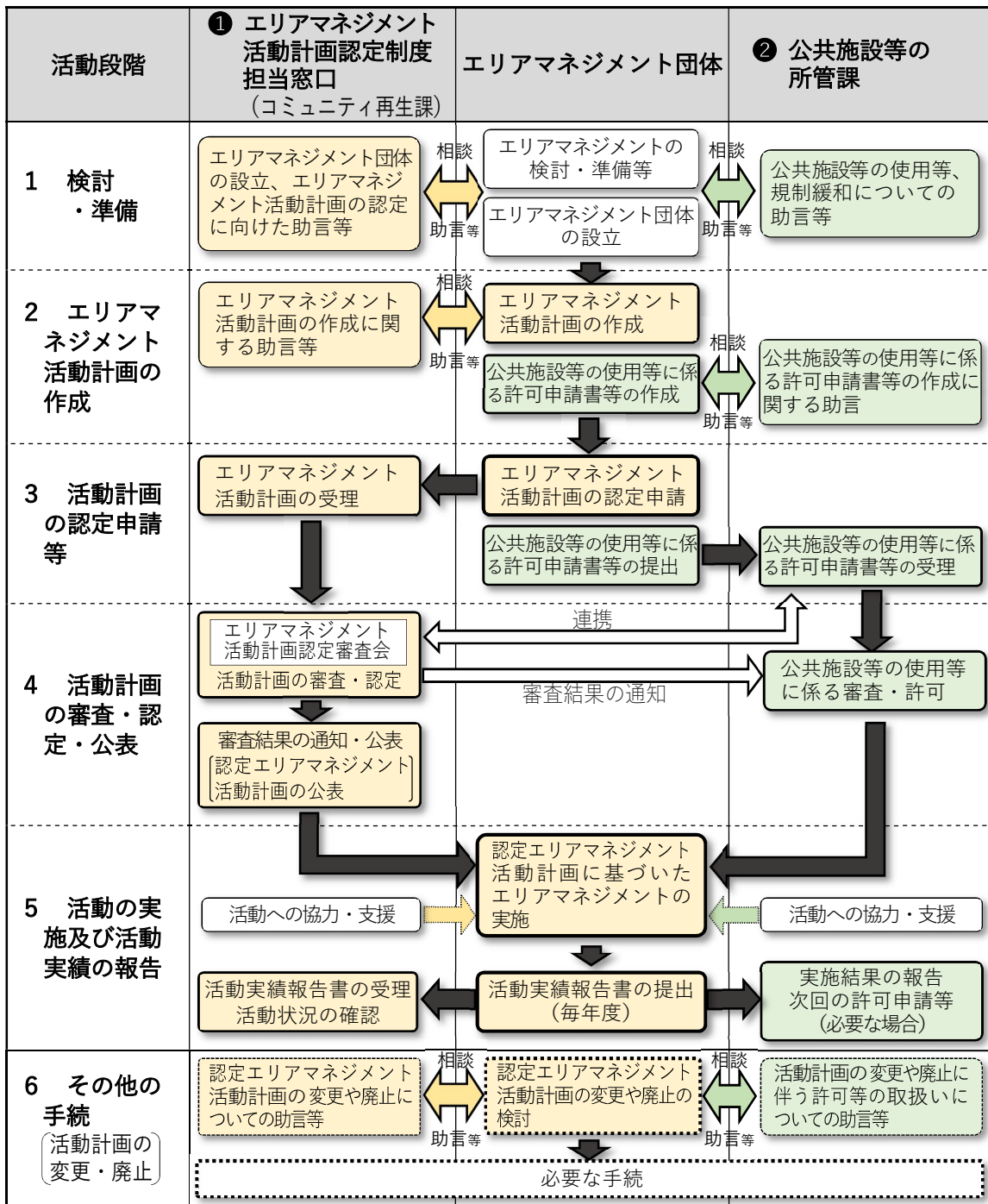
エリアマネジメント活動計画認定制度を利用するには、

- ① エリアマネジメント活動計画の認定申請（申請窓口：コミュニティ再生課）と、
- ② 公共施設等の使用等に係る許可等の申請（申請窓口：各公共施設等の所管課）の2種類の申請手続が必要です。

下表に、この2種類の申請窓口を区分して、本制度に係る手続をフローとしてまとめました。

次ページ以降では、本制度を利用する場合の手続について「活動段階」（下表左欄）ごとに説明していきます。

<本制度の手続フロー>



1 認定申請の検討・申請準備（要綱第4条）

(1) エリアマネジメント実施の検討

エリアマネジメントを実施しようとする場合、まずは、地域住民、事業者、地権者等の関係者間で十分に話し合い、各々が活動に賛同するなど、自らの地域において、エリアマネジメントに取り組む機運を醸成することが大切です。

その上で、どのようにエリアマネジメントを進めるのか、具体的な内容を詰めていく必要があります。

実際には、このような検討を深めるため、関係者間の勉強会やまちを考えるワークショップの開催などに取り組む事例が見受けられます。

<検討事項の例>

- 🔊 地域の現状はどうなっているか。どのような課題があるか。（現状・課題の把握及び共通認識の構築）
- 🔊 将来的に、どのような地域にしたいのか。（地区の将来像・目標の設定）
- 🔊 地区の将来像や目標を達成するために、エリアマネジメントの取組は本当に役立つのか。（エリアマネジメントの必要性）
- 🔊 具体的にどのような活動を行いたいのか。（活動内容の整理）
- 🔊 どのエリアで活動を行うのか。（対象エリアの設定）
- 🔊 活動を行うためには、どのような組織体制が必要か。また、どのような人にメンバーになってもらうのがよいのか。（組織体制の構築、参画者の確保）
- 🔊 活動のための資金はどうやって確保するのか。（活動資金の確保）
- 🔊 地区にはどのような施設や設備があるのか。そのうち、エリアマネジメントの活動に活用できるものはあるのか。（活用可能な地域資源の洗い出し）

【広島市まちづくり要綱によるアドバイザー等の派遣制度】

広島市では、自発的なまちづくりの気運のある地区や既にまちづくり活動に取り組む地区の方々の要請に応じて、市職員による出前講座（市の事業や施策、まちづくりの制度等について説明を行ったり、地元の会議等に参加して指導・助言すること）などの技術的な支援を行っています。

また、活動団体がまちづくりに関する計画を作成しようとするときは、その段階に応じて建築や都市計画の専門家などアドバイザーやコンサルタントを派遣して、より専門的・技術的な支援等を行います。

エリアマネジメントについても、実施に向けた検討や活動計画の作成など、本制度による支援が可能です。ご希望の場合は、企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課にご相談ください。

(2) 認定申請の検討

エリアマネジメントの活動内容を検討する中で、公共施設等を活用した活動を行いたいと考えたときは、まず、この公共施設等の維持管理や、施設設置等に関する制度を担当する広島市の公共施設等の所管課に相談します。

しかし、公共施設等は、不特定多数の一般市民が利用するものであり、利用の安全性や公平性を確保する観点から、使用方法に一定の制約があるものも多くあります。

このような使用の制約（規制）が原因で、想定していたエリアマネジメント活動が実施できない場合には、「エリアマネジメント活動認定制度」による認定を受け、その規制を緩和してもらうことを検討します。

① エリアマネジメントに関する相談窓口

認定申請を検討する場合、まず、本制度担当窓口（コミュニティ再生課）にご相談ください。

コミュニティ再生課では、エリアマネジメント団体から、活動エリアや活動内容、団体の組織体制等についてお聞きし、本制度の活用が、活動の推進にメリットがあるかについて一緒に考えます。その上で、認定申請に必要な「エリアマネジメント活動計画」の作成について助言・支援を行います。

② 公共施設等所管課との事前調整

エリアマネジメント活動計画の認定の相談と並行して、公共施設等の使用等に係る制約の確認や、その緩和について、公共施設等の所管課と事前調整を行います。

その際、コミュニティ再生課は、必要に応じて、公共施設等の所管課とエリアマネジメント団体との橋渡しを行い、事前調整が円滑に進むよう調整を図ります。

2 エリアマネジメント活動計画の作成（要綱第4条）

事前検討の結果、エリアマネジメント活動計画の認定を目指すことにした場合、エリアマネジメント活動計画の作成に取り掛かります。

〔参考資料に、これまで本市が認定したエリアマネジメント活動計画を掲載しています（P.53～70）。作成時の参考例としてご覧ください。〕

(1) エリアマネジメント活動計画の記載事項

活動計画は、下表左欄の記載事項に沿って、実施検討時に議論した内容や、これまでの活動内容などにに基づき記載します。各記載事項の主な記載内容等は下表右欄のとおりです。

活動計画の様式はありません。以下の記載事項とその内容が明確に記されていれば、どのような形式でも構いません。（①～⑦は必須の記載事項です。）

記載事項	主な記載内容等
① エリアマネジメントの名称	・ 名称
② エリアマネジメントの対象地域	・ 活動範囲を示す図面や町名など ・ 範囲設定の考え方
③ エリアマネジメントの目的及び目標	・ 活動の目的・目標、地域の将来像など
④ エリアマネジメント団体の組織体制	・ 組織名称 ・ 組織図 ・ 組織体制及び役割 ・ 構成員一覧 ・ 活動実績 ・ 財務状況 ・ 設立経緯（必要に応じて）
⑤ エリアマネジメントの取組内容	・ 取組内容（各取組の名称及び内容） ・ 各取組のスケジュール
⑥ エリアマネジメントの収支計画	・ 活動における収支計画 ・ 活動資金の調達方法 ・ 公共施設等の活用により獲得する資金の流れのフロー図
⑦ エリアマネジメントの取組に必要な規制緩和	・ 公共施設等の活用方法及び活用に必要な規制緩和の内容 ・ 規制緩和により期待される効果 ・ 規制緩和による地域環境等へのデメリットが想定される場合は、その防止又は軽減策
⑧ その他エリアマネジメント団体が活動推進に必要と考える事項	

<記載例>

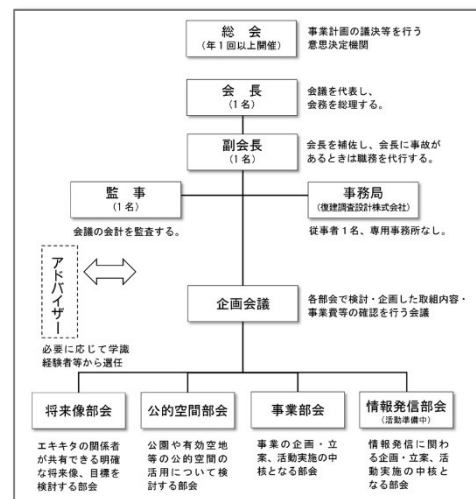
エリアマネジメントの目的及び目標

エキキタエリアマネジメント活動計画においては、認定申請の前に作成していた「まちづくりビジョン」を、活動計画に掲載しています。



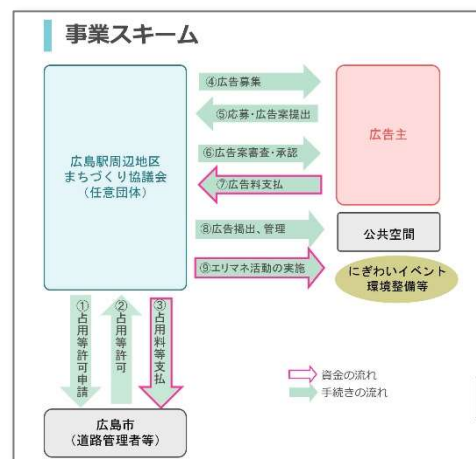
組織図、組織体制及び役割

エキキタエリアマネジメント活動計画においては、組織図に役割等の説明を加え、組織体制をわかりやすく示しています。



事業スキーム

広島駅まち協議会エリアマネジメント活動計画においては、公共施設等の活用により獲得する資金の流れなどを、わかりやすくフロー図で示しています。



(2) 記載時の留意点（必須項目）

エリアマネジメント活動計画の記載事項ごとに留意点をまとめました。これらの留意点を踏まえ記載していきます。

① エリアマネジメントの名称

- ☞ どの地区を対象としたエリアマネジメント活動計画であるか判別できる名称であること。
- ☞ 他地区のエリアマネジメントの名称と紛らわしくない名称であること。

② エリアマネジメントの対象地域

- ☞ 認定要件である「都市機能の集積する地区や拠点性を持つ地区など、来訪者の呼び込みを図り、持続的なにぎわいづくりを展開しようとする区域」に合致していること。
- ☞ 活動目的や内容に基づく範囲で対象地域を設定していること。（対象地域全体が活動エリアであること。）
- ☞ 飛び地がないなど、地形的な連続性・一体性があるように設定していること。
- ☞ 他のエリアマネジメントの活動エリアと重複する場合は、活動内容や方法について調整しているなど、自らの活動に支障を生じるおそれがないこと。

③ エリアマネジメントの目的及び目標

- ☞ 目的及び目標が、認定要件である「来訪者を呼び込むことによる『にぎわいづくり』による地域の持続的な活性化を図るもの」に合致すること。
- ☞ 地域全体の利益増進に資する目的・目標であること。また、地域の課題やニーズを的確に反映した内容であること。

④ エリアマネジメント団体の組織体制

- ☞ エリアマネジメント団体が、認定要件である「活動対象地域内の住民団体、事業者、各種関係団体等の幅広い団体等で構成され、かつ、地域を代表する組織として地域住民等に認知されたもの」に合致すること。
- ☞ 団体の活動目的に、エリアマネジメントの実施が位置付けられていること。（具体的には、団体の規約等の中に、当該対象地域でエリアマネジメントを行うことが確認できる記載があること。）
- ☞ エリアマネジメントの実施について、地域住民全体の了解・理解を得ていること。（具体的には、対象地域の町内会が団体のメンバーに入っている、又は、エリアマネジメントの活動について、町内会の承諾を得ていること。）
- ☞ 着実に組織を運営し、かつ、活動を実施しうる組織体制が整っていること。また、組織運営の方法、これまでの活動実績、現在の財務状況等から、中長期的な活動継続が可能と判断できる状況であること。
- ☞ 仮に民有地等の民間施設を活用してエリアマネジメント活動を実施する計画である場合は、その所有者に使用の承諾を得ていること、又は、所有者が団体メンバーに加わっていること。

⑤ エリアマネジメントの取組内容

- ☞ 取組内容に、認定要件である「公共施設等を活用した活動を行い、エリアマネジメントの財源を確保しようとしている」及び「にぎわいづくり、環境維持及び情報発信の全てを含む多様な活動を継続して行う」内容が含まれたものとなっていること。
- ☞ 特定の街区や人物だけでなく、対象地域全体の利益増進につながる活動内容となっていること。
- ☞ 活動目的・目標の達成につながる取組であり、さらに、事業効果も期待できる内容であること。
- ☞ 実現可能かつ継続実施が可能な内容であること。
- ☞ 関係法令に違反する内容となっていないこと。

⑥ エリアマネジメントの収支計画

- ☞ 収支計画に、認定要件である「公共施設等を活用した活動を行い、エリアマネジメントの財源を確保しようとしている」に合致する内容が含まれていること。
- ☞ ⑤の取組内容や規模、団体の組織体制や運営内容に合致した収支計画となっており、かつ、各収入・支出の内容について無理のない現実的なものであると認められること。
- ☞ 公共施設等を活用して収益を得る場合において、当該活動で得た収益の全てをエリアマネジメントの活動のために充当する収支計画となっていること。

⑦ エリアマネジメントの推進において必要と考える公共施設等の規制緩和

- ☞ 規制緩和により利用する公共施設等において、活動財源の確保を図るとともに、にぎわいづくりに資する活動を継続的に行う内容となっていること。
- ☞ 規制緩和により、特定の街区や人物だけが利益を受けることがないこと。（対象地域全体の利益増進につながるものであること。）
- ☞ 規制緩和により実施する活動が、活動の目的・目標の達成に寄与するものであり、緩和する必要性が高いと認められること。
- ☞ 規制緩和を受けて実施する活動が、地域の持続的な活性化に効果があると認められる内容であること。
- ☞ 規制緩和をすることにより、本来の規制の目的が著しく侵害されないよう、必要な措置を講じていること。また、規制緩和をすることにより、地域の環境が受忍の限度を越えて悪化しないよう、影響を最小限に留める措置を講じていること。
- ☞ 規制緩和の内容が、緩和の対象となる空間・施設等の構造や根拠規定等と照らして実現不可能なものでないこと。

3 エリアマネジメント活動計画の認定申請等（要綱第4条）

エリアマネジメント活動計画が完成したら、本制度担当窓口（コミュニティ再生課）に提出します。

ここでは、認定申請のほか、申請前に行っておくことについて説明します。

(1) 活動計画の申請前に行っておくこと

① 市の申請窓口及び公共施設等所管課との調整

活動計画の作成に当たっては、その記載内容について、本制度担当窓口（コミュニティ再生課）や公共施設等の所管課と十分に調整しましょう。

特に、希望する公共施設等の活用については、例えば、記載した活動内容が法律に抵触していたり、活用を計画している公共施設等が諸般の事情により使えないといった場合、せっかく申請しても「不認定」となることから、十分に調整する必要があります。

その他、認定要件や審査基準に合致するかなどについても十分に確認し、その上で、認定申請を行うようにしましょう。

② 申請についてのエリアマネジメント団体内での承認など

エリアマネジメントは、団体メンバーの総意で進めることが大切です。このため、申請に当たっては、団体総会での議決を得るなど、団体の意思決定過程を経た上で申請することをお勧めします。

さらに、対象地域で活動している地域団体やまちづくり団体、商店街振興組合等の団体などで、当該エリアマネジメントと関わりのない団体がある場合は、この認定申請によりトラブルが生じることをのこさないよう、なるべく事前に情報提供しておきましょう。

特に、エリアマネジメント団体の構成員となっていない町内会・自治会については、認定審査でエリアマネジメントを実施することについて承諾しているか確認します。必ず、町内会・自治会には、認定申請を行うことについて説明し、その了解を得るようにしましょう。

(2) 認定申請書の提出

エリアマネジメント活動計画が完成し、エリアマネジメント団体内での承認等が得られたら、以下の書類を添えて、本制度担当窓口（コミュニティ再生課）に提出します。

<申請書類>

- ① エリアマネジメント活動計画認定申請書（別記様式第1号）
- ② エリアマネジメント活動計画
- ③ エリアマネジメント団体の規約その他これに類するもの
- ④ その他市長が必要と認める書類

<その他市長が必要と認める書類の例>

- ・ エリアマネジメント団体の総会資料
- ・ 団体のまちづくりビジョン（策定している場合のみ）

- ・ 活動実績の補足資料
- ・ 公共施設等の使用に係る許可申請書類一式（案）
- ・ 民有地等の使用に係る契約書（民有地等を活用する場合のみ）
- ・ 公共施設等を活用した収益事業のスキーム、関係図面等の資料

(3) 公共施設等の使用等に係る使用許可等の申請書の提出

本章の冒頭でも説明しましたが、本制度を利用し、公共施設等の使用等に係る規制緩和を受けるには、本制度の認定申請とは別に、その公共施設等の使用許可等の申請手続（申請窓口：各公共施設等の所管課）が必要です。

この手続は、エリアマネジメント活動計画の認定申請後、又は、認定決定後のいずれかの段階で行います。

※ 使用許可等の具体的な申請手続については、各公共施設等で異なります。詳しくは、各公共施設等の所管課に直接ご確認ください。

Q： 認定申請と公共施設等の使用許可等の申請手続は、一つにできないのですか？

A： 公共施設等の使用許可等の申請手続は、通常、法律により定められているため、本市独自の制度によって、法律で定められた手続を省略することはできません。

一方、公共施設等の使用許可等においては、特例的に（法律で定められた範囲内で）規制を緩和することが適当と判断するに当たり、本制度の「認定」を根拠とするものです。この「認定」は、エリアマネジメントを適切に評価する必要があることから、本制度でその認定要件や審査基準、手続等について定めています。

こうしたことから、二つの手続を一つにすることはできないのです。

なお、公共施設等の使用許可等の申請手続においては、内容によって警察署や消防署、保健所など公共施設等の所管課以外の窓口への協議等も併せて必要となる場合もあります。

4 エリアマネジメント活動計画の審査・認定・公表 （要綱第5条・第6条）

(1) エリアマネジメント活動計画の審査・認定

広島市は、エリアマネジメント活動計画の認定申請書を受理すると、「広島市エリアマネジメント活動計画認定審査会」において、当該活動計画を認定するか否か審査します。

<エリアマネジメント活動計画認定審査会のメンバー>

- ・ 企画総務局地域活性化調整部長
- ・ 企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課長
- ・ 都市整備局都市計画課長
- ・ 都市整備局都市機能調整部都心空間づくり担当課長
- ・ 対象地域のまちづくりを所管する区の地域起こし推進課長
- ・ 活用する公共施設等の制度等の所管課の課長
- ・ その他エリアマネジメント活動計画に関連する課の課長

<エリアマネジメント活動計画の審査方法>

審査は審査表（P.48、49）を使用し、次の進め方により行われます。

- ① まず、エリアマネジメント活動計画の記載事項（対象区域、活動目的・目標、組織体制、取組内容、収支計画、取組に必要な規制緩和など）ごとに、「記載事項ごとの審査基準」に基づき「適否」を判断します。
- ② ①の「適否」の結果を踏まえて、エリアマネジメント活動計画の認定の「可否」を総合的に判断します。

※ 原則、記載事項の全項目が「適」ととならなければ、活動計画の認定は行いません。

Q： 認定要件や審査基準と審査表の関係は？

A： 本制度で支援対象とするエリアマネジメントは、P.15、16で示したとおり、(1)エリアマネジメントの定義に合致すること、(2)「目的」、「組織」、「エリア」、「活動」の四つの要件を満たしていること、(3)そのエリアマネジメントが、「公益性」、「必要性」、「事業効果」、「実効性」、「継続性」及び「妥当性」を有するものであるとして、項目ごとの審査基準に適合するものであることとしています。

これらをエリアマネジメント活動計画の内容から確認するため、上記「認定要件」や「項目ごとの審査基準」をエリアマネジメント活動計画の「記載事項ごとの審査基準」として整理したものが「審査表」となっています。

(2) エリアマネジメント活動計画の認定通知・認定結果の公表

エリアマネジメント活動計画が認定されたときは、エリアマネジメント団体に対し「エリアマネジメント活動計画認定書（別記様式第2号）」が交付されます。

また、審査の結果、認定をしないこととなったときは、「エリアマネジメント活動計画認定結果通知書（別記様式第3号）」で結果が通知されます。

認定結果（エリアマネジメント活動計画の名称及び認定の可否）は、広島市のホームページに公表します。さらに、認定されたエリアマネジメント活動計画（認定エリアマネジメント活動計画）については、その全文をホームページに掲載します。

(3) 公共施設等の使用許可等の決定

エリアマネジメント活動計画の認定後、その結果を踏まえて、公共施設等の所管課において公共施設等の使用等の許可等の決定が行われます。

※ 認定申請とは別に、公共施設等の使用許可等の申請が必要です。具体的な申請手続については、各公共施設等の所管課に直接ご確認ください。

<公共施設等の使用許可等の期間>

本制度による認定に有効期間はありませんが、各公共施設等の使用許可等については、個別に許可等の期間が定められています。

このため、認定エリアマネジメント活動計画に基づいた活動を継続して実施するためには、各公共施設等の使用許可等の期間が終了する前に、次の期間についての許可等の申請手続が必要です。

5 エリアマネジメント活動の実施及び活動実績の報告 （要綱第9条）

（1）エリアマネジメント活動の実施

エリアマネジメント団体は、エリアマネジメント活動計画の認定後、認定エリアマネジメント活動計画に基づき、活動を実施します。

認定エリアマネジメント活動計画に記載した内容と全く異なる活動を行っている場合は、認定が取消されることがありますので注意してください。

認定エリアマネジメント活動計画の内容を変更する場合は、再認定の申請や軽微変更届などの手続が必要です。（P.30 参照）

（2）活動実施中における疑義など

活動実施中に、公共施設等における活動に関し実施方法や手続等の疑義、行政や関係団体等との事業協力などの相談は、本制度担当窓口（コミュニティ再生課）、又は、公共施設等の所管課にご相談ください。

（3）エリアマネジメント活動実績の報告

① エリアマネジメント活動実績報告書の提出

エリアマネジメント団体は、毎年4月1日から4月30日までの間に、前年度分の活動内容や収支状況などをまとめた実績報告書を作成し、本制度担当窓口（コミュニティ再生課）に提出する必要があります。

注 ここでは、報告書を提出する日が属する年度を「当該年度」、その前の年度を「前年度」と呼ぶことにします。

<報告書類>

① エリアマネジメント活動実績報告書（別記様式第7号）

（要綱第9条第1項第1号）

- ・ 「取組内容」欄には、前年度に実施した取組内容の概要を記載します。書ききれない場合は、「別紙資料のとおり」などとし、資料を添付することとしても構いません。⑤で提出するエリアマネジメント団体の総会資料や事業報告書など既存の資料に必要事項が記載されている場合は、それで代用することも可能です。
- ・ 「取組による効果等」には、エリアマネジメント活動を実施した結果、どのような効果があったかなどを記載します。

② エリアマネジメント団体に係る収支状況を記した書類

（要綱第9条第1項第2号）

- ・ 認定エリアマネジメント活動計画に記載したエリアマネジメントの収支計画（2年度目以降は、前年度報告時に提出した収支計画を記した書類）に対する収支状況を記載します。
- ・ 認定エリアマネジメント活動計画と同じ様式としてください。

③ 認定エリアマネジメント活動計画記載事項等確認票（参考様式1）

（要綱第9条第1項第3号）

- ・ 認定エリアマネジメント活動計画に記載した事項について、報告時点における変更の有無等を確認するための書類です。
- ・ 「変更の有無」欄に変更の有無を明記し、変更がある場合は「内容」欄に概要を記入するとともに、その内容がわかる資料を添付してください。（①と②で求める部分を除く。）
- ・ 変更があった部分については、その内容を広島市ホームページで公表します。

④ 当該年度の取組内容と収支計画を記した書類（要綱第9条第1項第3号）

- ・ 認定エリアマネジメント活動計画に記載した取組内容と収支計画について、当該年度における状況を記した資料です。
- ・ 認定エリアマネジメント活動計画と同じ様式としてください。
- ・ これらの資料は、広島市ホームページに掲載し公表します。

⑤ その他市長が必要と認める書類（要綱第9条第1項第3号）

- エリアマネジメント団体の総会資料（事業報告と決算承認に係るもの）
- 活動計画に記載した取組内容の活動実績に係る補足資料
- 認定申請時に提出した書類で変更があったもの

〔例〕

- 民有地等の使用に係る契約書
- 公共施設等を活用した収益事業のスキーム、関係図面等の資料など

② 活動実績報告書の公表

広島市では、受理した活動報告書のうち、③と④については、広島市ホームページにおいて公表します。

実績報告書の提出時には、公表に適さない部分がないか確認し、ある場合には本制度担当窓口（コミュニティ再生課）に事前に相談してください。

Q： 総会が5月以降のため、活動実績の報告時に、承認を受けた総会資料を提出できないのですが。

A： 活動実績の報告時には、承認前の案を提出し、総会開催後、承認済の資料を提出してください。

その他、特別な事情等により資料の全部又は一部の提出が困難な場合などは、本制度担当窓口（コミュニティ再生課）にご相談ください。

6 その他の手続（活動計画の変更・廃止など） （要綱第7条～第10条）

(1) 認定エリアマネジメント活動計画を変更する場合

認定エリアマネジメント活動計画の内容を変更する場合は、次の3つの方法のうち、該当する手続を行う必要があります。

手続を行うに当たっては、事前に本制度担当窓口（コミュニティ再生課）に相談してください。

① 再度エリアマネジメント活動計画を作成し、認定を受け直す。

エリアマネジメントの目的や、新たに公共施設等の利用等に係る規制緩和を受けたい場合など、活動計画の認定の可否に大きく影響する部分を変更する場合は、再認定が必要です。

<再認定が必要な事例>

- エリアマネジメントの活動目的・目標を追加又は変更する場合
- 活動エリア（対象地域）を変更する場合
- 新たに公共施設等の使用等に係る規制緩和を受けたい場合
など

② 「エリアマネジメント活動計画に関する軽微変更届」を提出する。

活動計画の認定の可否に大きく関係する部分には該当しないが、活動全体に係る部分については、「エリアマネジメント活動計画に関する軽微変更届（別記様式第4号）」と「認定エリアマネジメント活動計画記載事項等確認票（参考様式1）」に変更内容を記載し、本制度担当窓口（コミュニティ再生課）に提出してください。その内容を、広島市ホームページで公表します。

<軽微変更届が必要な事例>

- 新たに専門部会を設置するなど、エリアマネジメント団体の組織体制の一部を変更する場合
- 新たな取組内容を追加する場合
- 収支計画を大幅に変更する場合
など

③ エリアマネジメント活動実績の報告時に変更内容を報告する。

上記の①、②以外の部分の変更については、活動実績の報告時に、併せて変更内容を報告してください。

<活動実績の報告時に変更内容を報告する事例>

- 構成員を追加・変更した場合
- 取組内容を一部変更した場合
- 収支計画を一部変更した場合
など

(2) エリアマネジメント団体が自ら認定エリアマネジメント活動計画を廃止する場合

認定エリアマネジメント活動計画を廃止しようとする場合は、あらかじめ、広島市に対し、「エリアマネジメント活動計画認定取消申請書（別記様式第5号）」を提出し、認定取消しの決定を受けなければなりません。

広島市は、エリアマネジメント団体から認定取消しの申請を受理した場合、取消すことにより活動エリアのまちづくりに著しい損害を及ぼすことがないことについて、関係者等への聞き取りなどにより確認した上で、取消しを決定します。

取消し決定後は、その旨を申請団体に通知するとともに、広島市のホームページにおいて、取消しの事実を公表します。

なお、取消決定の通知書を受理した日から30日以内に、エリアマネジメント活動実績の報告を行ってください。

(3) 広島市がエリアマネジメント活動の是正又は廃止を求める場合

エリアマネジメントで実際に行われている活動に疑義が生じた場合、広島市は、随時、エリアマネジメント団体に対し、一定の期限を定めて、エリアマネジメント活動計画に関する報告を求めます。

<報告を求める事例>

- 認定エリアマネジメント活動計画に沿った活動が行われていないおそれがある場合
- 活動に関連して重大な法令違反が行われているおそれがある場合など

報告の結果、著しく不適当な事案が確認されたときは、広島市は、当該エリアマネジメント団体に対し、一定の期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずるよう通知します。（是正指導の実施）

<是正指導を実施する事例>

- 活動が、認定エリアマネジメント活動計画の内容と著しく異なる場合
- 活動に関連して重大な法令違反の事実が認められた場合など

是正指導を行っても、現状の改善がなされない場合、エリアマネジメント団体が活動状況の報告自体の提出をしない場合は、広島市は、当該エリアマネジメント団体の活動計画の認定を取消します。

認定取消し後は、廃止の場合と同様、広島市のホームページにおいて、取消しの事実を公表します。

<市が認定の取消しを行う事例>

- エリアマネジメント団体が、市の求めた活動状況の報告を行わない場合
- 活動状況の報告を確認した結果、当該エリアマネジメントが認定基準を満たさないことが確認された場合
- 活動において重大な法令違反が行われているなど、エリアマネジメントを推進する上で重大な支障を及ぼすおそれがある行為が行われている場合など

第4章 活動実施に当たっての留意事項

1 エリアマネジメント活動で損害が生じた場合

公共施設等を活用したエリアマネジメント活動において事故等が発生し、公共施設等の設備や参加者等に損害が生じた場合は、その賠償等の責任は一義的にはエリアマネジメント団体が負うことになります。

このため、活動実施に当たっては、事故が起こらないよう十分な対策を講じておいてください。また、公共施設等を活用した活動以外の活動においても、内容によっては、保険に加入するなどの備えも併せて行うことをお勧めします。

2 活動エリア（対象地域）の関係者との連携

エリアマネジメント活動を進めるにあたっては、エリアマネジメント団体のメンバーに入っていない地域住民や地域団体に対しても、機会を捉えて活動等の情報提供を行い、場合によっては互いに連携して取組を行うなど、エリアマネジメントが地域全体の利益増進につながるものであることの認識を深めてもらうよう働きかけを行い、活動が円滑に進むように努めてください。

【本制度に関するお問い合わせ先】

広島市企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL (082) 504-2125
FAX (082) 504-2029
e-mail community@city.hiroshima.lg.jp



参 考 資 料

広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱及び別記様式第1号～第7号
参考様式1 認定エリアマネジメント活動計画 記載事項確認票
広島市エリアマネジメント活動計画認定審査会設置要領
広島市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領
広島市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領第3条の規定に基づき別に定める審査表
広島市まちづくり要綱
広島市まちづくり要綱施行要領
エキキタエリアマネジメント活動計画（認定エリアマネジメント活動計画）
広島駅まち協議会エリアマネジメント活動計画（認定エリアマネジメント活動計画）

広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市域内において行われるエリアマネジメントについて、当該エリアマネジメントの推進に関する計画（以下「エリアマネジメント活動計画」という。）の認定に係る制度を設けることにより、その適正かつ持続的な実施及びエリアマネジメント団体の自立性の向上を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エリアマネジメント 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組をいう。
- (2) エリアマネジメント団体 エリアマネジメントを実施する団体をいう。
- (3) 公共施設等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第14項に規定する公共施設、建築基準法（昭和25年法律第201号）第59条の2に規定する空地その他これらに類するものをいう。

(認定の対象)

第3条 この要綱において、認定の対象とするエリアマネジメントは、前条第1号に規定するエリアマネジメントのうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主たる活動目的が、来訪者を呼び込むことによるにぎわいづくりにより地域の持続的な活性化を図るものであるもの
- (2) 対象地域が、都市機能の集積する地区、拠点性を持つ地区その他市長が特に重要と認める地区であるもの
- (3) エリアマネジメント団体が、活動対象地域内の住民団体、事業者、各種関係団体等の幅広い団体等で構成され、かつ、地域を代表する組織として地域住民等に認知されたものであるもの
- (4) 公共施設等を活用した活動を行い、エリアマネジメントの財源を確保しようとするものであるもの
- (5) 活動内容が、にぎわいづくり、環境維持及び情報発信の全てを含む多様なものであり、かつ、当該活動を継続して行うものであるもの

(エリアマネジメント活動計画の認定申請)

第4条 エリアマネジメント団体は、自らの行うエリアマネジメントについて、エリアマネジメント活動計画を作成し、市長の認定を申請することができる。

2 前項の場合においては、エリアマネジメント活動計画認定申請書（別記様式第1号）にエリアマネジメント活動計画及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) エリアマネジメント団体の規約その他これに類するもの
- (2) その他市長が必要と認める書類

3 エリアマネジメント活動計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) エリアマネジメントの名称
- (2) エリアマネジメントの対象地域
- (3) エリアマネジメントの目的及び目標
- (4) エリアマネジメント団体の組織体制
- (5) エリアマネジメントの取組内容
- (6) エリアマネジメントの収支計画
- (7) エリアマネジメントの推進において必要と考える公共施設等の使用等に係る制限等の緩和
- (8) その他市長が必要と認める事項

4 前項各号に掲げるもののほか、エリアマネジメント団体は、当該エリアマネジメントを推進するために必要と考える事項をエリアマネジメント活動計画に記載することができる。

5 エリアマネジメント団体は、エリアマネジメント活動計画を作成しようとするときは、市長、関係機関等と十分な協議を行うものとする。

(エリアマネジメント活動計画の認定審査)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合においては、審査会においてこれを審査するものとする。

2 前項の規定による審査及び審査会に関することは、別に定める。

(活動計画の認定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、エリアマネジメント活動計画の内容が適正なものであると認めるときは、これを認定するものとする。

2 前項の認定をしたときは、当該認定に係る申請を行ったエリアマネジメント団体（以下この条において「申請者」という。）に対し、エリアマネジメント活動計画認定書（別記様式第2号）を交付するとともに、当該エリアマネジメント活動計画（以下「認定エリアマネジメント活動計画」という。）及び申請者を公表するものとする。

3 市長は、前条第1項の規定による審査の結果、認定をしないことを決定したときは、申請者に対し、エリアマネジメント活動計画認定結果通知書（別記様式第3号）により、その旨を通知するものとする。

(認定エリアマネジメント活動計画の変更)

第7条 エリアマネジメント団体は、認定エリアマネジメント活動計画を変更しようとするときは、市長の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、エリアマネジメント活動計画に関する軽微変更届（別記様式第4号）を市長に届け出ることをもって足りる。

2 第4条、第5条第1項及び第6条の規定は、前項の認定エリアマネジメント活動計

画の変更について準用する。

(認定エリアマネジメント活動計画の廃止)

第8条 エリアマネジメント団体は、認定エリアマネジメント活動計画を廃止しようとするときは、あらかじめ、エリアマネジメント活動計画認定取消申請書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該認定エリアマネジメント活動計画の廃止により、当該エリアマネジメントの対象地域のまちづくりに著しい損害を及ぼすことがないことを確認の上、これを取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により認定エリアマネジメント活動計画の認定を取り消すことを決定したときは、当該エリアマネジメント団体に対し、エリアマネジメント活動計画認定取消決定通知書（別記様式第6号）を交付するとともに、その旨を公表するものとする。

(実績報告等)

第9条 エリアマネジメント団体は、毎年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）、認定エリアマネジメント活動計画に関し、当該年度末から30日を経過する日までに、エリアマネジメント活動実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該エリアマネジメントの取組に係る実施状況を記した書類
- (2) 当該エリアマネジメント団体に係る収支状況を記した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるときは、エリアマネジメント団体に対し、期限を定め、当該認定エリアマネジメント活動計画に関し、報告を求めることができる。

3 市長は、前2項の報告を受けた場合において、その内容が認定エリアマネジメント活動計画の内容と著しく異なるとき、エリアマネジメントの実施において重大な法令違反の事実を認めたときその他著しく不相当と認める事項が確認されたときは、当該エリアマネジメント団体に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(エリアマネジメント活動計画の認定の取消し)

第10条 市長は、エリアマネジメント団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、理由のいかんに関わらず認定エリアマネジメント活動計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定による報告をしないとき。
- (2) 前条第3項の規定による必要な措置を講じないとき。
- (3) その他エリアマネジメントを推進する上で、重大な支障を及ぼすおそれがある行為を行ったとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(損害に対する責任)

第11条 認定エリアマネジメント活動計画に記載した活動その他これに類する活動等において事故等が発生した場合、本市は、その原因のいかんを問わず、当該事故等に係る損害賠償の責任を負わないものとする。

(市の責務)

第12条 市長は、認定エリアマネジメント活動計画の円滑な実施に向け協力するものとする。

(エリアマネジメント団体の責務)

第13条 エリアマネジメント団体は、認定エリアマネジメント活動計画に基づき、対象地域の住民及び関係者と連携を図りつつ、エリアマネジメントの円滑な実施に努めなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

広島市長

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者)

印

(連絡先)

エリアマネジメント活動計画認定申請書

広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱第4条第2項の規定に基づき、エリアマネジメント活動計画の認定について、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 エリアマネジメント活動計画書
- 2 エリアマネジメント団体の規約その他これに類するもの
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号 (第6条関係)

年 月 日

様

広島市長 松 井 一 實

エリアマネジメント活動計画認定書

年 月 日付けで申請のあったエリアマネジメント活動計画の認定について、
下記のとおり決定しました。

記

1 名 称

2 認定の条件

- (1) 毎年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）、年度末から30日を経過する日までに、エリアマネジメント活動実績報告書（様式第7号）を市長に提出すること。
- (2) 認定を受けたエリアマネジメント活動計画を変更しようとするときは、市長の認定を受けること。ただし、軽微な変更については、エリアマネジメント活動に関する軽微変更届（様式第4号）を市長に届け出ること。
- (3) 活動を廃止しようとするときは、その旨を市長に申し出ること。
- (4) エリアマネジメント団体は、認定を受けたエリアマネジメント活動計画に基づき、対象地域の住民及び関係者と連携を図りつつ、エリアマネジメントの円滑な実施に努めること。
- (5) 公共施設等を活用して得た収益は、その全てをエリアマネジメントの活動費に充てること。
- (6) エリアマネジメント団体は、エリアマネジメントの取組により第三者等に損害を与えることがないよう必要な措置を十分に講じること。
- (7) エリアマネジメント団体は、取組の実施に当たっては、法令等を遵守するとともに、信義に従い誠実に行動すること。

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日

様

広島市長 松 井 一 實

エリアマネジメント活動計画認定結果通知書

年 月 日付けで申請のあったエリアマネジメント活動計画の認定について、
広島市エリアマネジメント活動計画認定審査会において審査した結果、認定しないことと
しましたので通知します。

(特記事項)

参考資料

(様式第4号) エリアマネジメント活動計画に関する軽微変更届

様式第4号 (第7条関係)

年 月 日

広島市長

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者)

印

(連絡先)

エリアマネジメント活動計画に関する軽微変更届

広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱第7条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで市長の認定を受けたエリアマネジメント活動計画について、次のとおり軽微な変更をしたいので、関係書類を添えて届け出ます。

名 称	
団 体 名	
変更理由	
変更内容	

(添付書類)

- 1 変更後のエリアマネジメント活動計画書
- 2 その他市長が必要と認める書類

参考資料

(様式第5号) エリアマネジメント活動計画認定取消申請書

様式第5号 (第8条関係)

年 月 日

広島市長

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者)

印

(連絡先)

エリアマネジメント活動計画認定取消申請書

広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱第8条第1項の規定に基づき、 年 月
日付けで市長の認定を受けたエリアマネジメント活動計画を廃止するため、認定の取
消しを申請します。

(廃止理由)

様式第6号 (第8条関係)

年 月 日

様

広島市長 松 井 一 實

エリアマネジメント活動計画認定取消決定通知書

広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱第8条第3項の規定に基づき、 年 月
日付けで認定したエリアマネジメント活動計画について、当該認定を取り消しました
ので通知します。

(取消理由)

参考資料

(様式第7号) エリアマネジメント活動実績報告書

様式第7号 (第9条関係)

年 月 日

広島市長

(団体の所在地)

(団体名)

(代表者)

(連絡先)

印

エリアマネジメント活動実績報告書

広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱第9条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けで市長の認定を受けたエリアマネジメント活動計画について、活動実績を報告します。

名 称	
活動年度	年度
取組内容	
取組による 効果等	

(添付書類)

- 1 エリアマネジメントの取組に係る実施状況を記した書類
- 2 エリアマネジメント団体に係る収支状況を記した書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

参考資料

参考様式1 認定エリアマネジメント活動計画 記載事項確認票

参考様式1

(記入例付き)

認定エリアマネジメント活動計画 記載事項確認票

(名称 エキキタエリアマネジメント活動計画)

活動計画の内容 項 目	ページ	変更の 有無	内 容
1 活動名称	P.3	変更なし	—
2 活動範囲	P.3	//	—
3 まちづくりビジョン	P.4	//	—
(1) エキキタまちづくりビジョン (将来像)	P.4	//	—
(2) 取組み目標と取組みプロジェクト	P.4	//	—
4 実施主体(活動組織)	P.5	//	—
(1) 組織名称	P.5	//	—
(2) 組織の概要	P.5	//	—
(3) 役員名簿	P.5	変更あり	役員の変更あり(1/8) 別添「役員一覧」のとおり
(4) 組織体制	P.5	変更なし	—
(5) 構成員	P.6	変更あり	構成員の追加あり(8/1) 別添「構成員一覧」のとおり
(6) 主な活動実績	P.6	—	—(認定前の内容のため対象外)
(7) 財務状況	P.7	—	—(認定前の内容のため対象外)
5 事業計画(取組内容)	P.8	変更あり	変更届により、一部追加(11/1)
6 収支計画	P.9	//	変更届により、一部修正(11/1)
事業スキーム及び経費の流れ	P.10	変更なし	—
7 取組に必要な規制緩和	P.11	—	—
(1) 「有効空地」の活用	P.11	変更なし	実施状況については、別添「●●」のとおり
(2) 「街区公園」の活用	P.12	//	実施状況については、別添「●●」のとおり

※ 項目は、認定エリアマネジメントの項目に合わせて記載
網掛け部分は、別途報告を義務付けているもの。

広島市エリアマネジメント活動計画認定審査会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱(以下「要綱」という。)

第5条第2項の規定に基づき、広島市エリアマネジメント活動計画認定審査会(以下「審査会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 企画総務局地域活性化調整部長
 - (2) 企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課長
 - (3) 都市整備局都市計画課長
 - (4) 都市整備局都市機能調整部都心空間づくり担当課長
 - (5) エリアマネジメント活動計画に記載された要綱第4条第3項第2号に規定する対象地域のまちづくりを所管する区の地域起こし推進課長
 - (6) エリアマネジメント活動計画に記載された要綱第4条第3項第7号に規定する公共施設等の使用等に係る制限等の緩和に関する制度を所管する所属の長及びこれに係る申請等を審査する所属の長
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、審査しようとするエリアマネジメント活動計画に関連する事務を所管する所属の長を、委員として加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審査会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は企画総務局地域活性化調整部長をもって充て、副委員長は企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員が代理人を任命した場合は、その代理人を委員とみなす。
- 4 委員長は、公正な審査を妨げるおそれがある立場にあると認められる委員があったときは、その委員を会議に召集しない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 6 審査会は、非公開とする。ただし、委員長が認めるときは公開とすることができる。

(審査会の庶務)

第5条 審査会の庶務は、企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月15日から施行する。

広島市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項に基づき、エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査を適正かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(審査等)

第2条 エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査は、広島市エリアマネジメント活動計画認定審査会（以下「審査会」という。）において行う。

2 審査の項目及び審査基準は、別表のとおりとする。

3 審査会は、要綱第3条に該当すること及び別表に掲げる審査基準に適合することについて、要綱第4条第3項及び第4項に規定するエリアマネジメント活動計画の記載事項ごとにその適否を審査する。

4 記載事項ごとの適否は、審査会の委員の合意により決することとする。

5 認定は、全ての記載事項において適となったエリアマネジメント活動計画について行う。この場合において、審査会は、エリアマネジメント活動計画の円滑な実施等のための意見を付することができる。

(委任)

第3条 審査に当たり、この要領に疑義が生じた場合及びこの要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年2月15日から施行する。

別表

審査の項目及び審査基準

項 目	審査基準
公 益 性	対象地域全体の利益増進につながる活動であるか。 利益が特定の者や地域に偏っていないか。
必 要 性	対象地域の課題やニーズに応じた、地域にとって必要な活動であるか。
事業効果	設定した目的や目標の達成が期待できる活動であるか。
実 行 性	エリアマネジメント団体の組織体制、これまでの活動状況、活動計画、収支計画等から、活動の実施が可能であると見込まれるか。
継 続 性	中長期的に実施体制や財源等が確保され、継続的な活動の実施が可能であると見込まれるか。
妥 当 性	要綱第4条第3項第7号に規定する事項（制限等の緩和）においては、エリアマネジメントの活動の公益性や必要性、期待される効果等と、当該制限等の本来の目的及び当該制限等の緩和による地域環境等への影響とを比較考量し、当該制限等の緩和を行うことに妥当性があるか。 要綱第4条第4項に規定する事項（エリアマネジメントを推進するために必要と考える事項）を記載した場合においては、その記載目的及び内容に妥当性があるか。

参考資料

広島市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領第3条の規定に基づき別に定める審査表

広島市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領第3条の規定に基づき別に定める審査表（平成31年3月12日施行）

要綱第4条第3項各号及び第4項に規定する記載事項		記載事項ごとの審査基準		
		記載すべき具体的な内容	次に掲げるもののうち、適用する審査事項等 ア 要綱第3条各号に規定する事項 イ 要領別表に規定する審査の項目	具体的な確認事項
3 (1)	エリアマネジメントの名称	・エリアマネジメントの名称		① 対象地区との関連性が明らかな名称である。 ② 他の認定エリアマネジメントの名称と重複していない又は紛らわしくない。
3 (2)	エリアマネジメントの対象地域	・対象地域を示す図面、町名等 ・対象地域設定の考え方	ア 第2号（エリア） イ 公益性 実行性	① 【エリア】 都市機能が集積する地区や拠点性を持つ地区など、来訪者の呼び込みを図り、持続的にぎわいづくりを展開しようとする区域と認められる。 ② 【公益性】 活動目的や取組内容に基づく範囲設定となっており、対象地域全体の利益が増進されると認められる。 ③ 【実行性】 一団の区域である。（飛地がなく、地縁的、地形的な連続性、一体性がある。） ④ 【実行性】 他の認定エリアマネジメント活動計画の対象地域と重複する場合は、団体間での活動内容等の調整が図られ、活動に支障が生じるおそれがないと認められる。
3 (3)	エリアマネジメントの目的及び目標	次のいずれか又は全て ・活動の目的 ・活動の目標 ・地域の将来像	ア 第1号（目的） イ 公益性 必要性	① 【目的】 主たる活動目的が、来訪者を呼び込むことによるにぎわいづくりにより地域の持続的な活性化を図るものであると認められる。 ② 【公益性】 活動目的・目標は、地域全体の利益増進に資する内容であると認められる。 ③ 【必要性】 地域の課題やニーズを的確に把握しており、地域に必要な活動目的・目標であると認められる。
3 (4)	エリアマネジメント団体の組織体制	・組織名称 ・組織図 ・組織体制及び役割 ・構成員 ・活動実績 ・財務状況（予算・決算） ・設立経緯（必要に応じて）	ア 第3号（組織） イ 公益性 実行性 継続性	① 【組織】 活動対象地域内の住民団体、事業者、各種関係団体等の幅広い団体等で構成され、かつ、地域を代表する組織として地域住民等に認知されたものであると認められる。 ② 【公益性】 エリアマネジメントの実施について、地域住民全体の了解・理解を得ている。 ⇒ 対象地域の町内会が団体構成員に入っている、又は、エリアマネジメントの実施について町内会の承諾を得ている。 ③ 【実行性】 適切に組織を運営し、かつ、各取組を着実に実施するための組織体制が十分に整っていると認められる。 ④ 【実行性・継続性】 組織の運営方法、活動実績、財務状況（事業・収支計画）から鑑みて、活動を確実に実施し、中長期的に継続することが可能であると認められる。 ⑤ 【実行性】 民有地を活用した取組を行う場合、組織の構成員にその権利者・所有者を含む、または、権利者等と使用承諾に係る協定を締結している、または、活動開始までに締結する予定である。 ⑥ 【実行性】 組織の活動目的に「エリアマネジメント」が位置付けられている。

参考資料

広島市エリアマネジメント活動計画の認定に係る審査要領第3条の規定に基づき別に定める審査表

3 (5)	エリアマネジメントの取組内容	- 各取組の名称 - 各取組の内容 - 各取組のスケジュール	ア 第4号 イ 第5号 (活動) 公益性 事業効果 実行性 継続性	① 【活動】 公共施設等を活用した活動を行い、エリアマネジメントの財源を確保しようとするものである。 ② 【活動】 にぎわいづくり、環境維持及び情報発信の全てを含む多様なものであり、かつ、当該活動を継続して行うものである。 ③ 【公益性】 特定の者や街区だけでなく、地域全体の利益増進につながる取組内容であると認められる。 ④ 【事業効果】 活動目的・目標の達成につながる取組内容であり、事業効果が期待できると認められる。 ⑤ 【実行性・継続性】 各々の取組が実現可能であり、かつ、継続して実施することができるものと認められる。 ⑥ 【実行性】 各々の取組について関係法令等の違反が認められない。
3 (6)	エリアマネジメントの収支計画	- 活動における収支計画 - 活動資金の調達方法 - 公共施設等の活用により獲得する収益に係る資金の流れ（フロー図）	ア 第4号 イ (活動) 実行性 継続性	① 【活動】 公共施設等を活用した活動により、財源確保を行う計画である。 ② 【実行性・継続性】 各取組の内容や規模、活動組織の体制等に合致した収支計画であり、各収入・支出の内容は無理のない現実的なものであると認められる。 ③ 【継続性】 公共施設等を活用して収益を得る場合、当該収益の全てをエリアマネジメント活動に充当すると認められる。
3 (7)	公共施設等の使用等に係る制限等の緩和	- 公共施設等の活用方法 - 活用に必要な規制緩和 - 活用がエリアマネジメントに与える効果 （規制緩和による地域環境等へのデメリットが想定される場合）当該デメリットの防止又は軽減策	ア 第4号 イ (活動) 妥当性 実行性	① 【活動】 公共施設等を活用することにより、活動財源の確保を図るとともに、にぎわいづくりに資する活動を継続的に行うと認められる。 ② 【妥当性（公益性）】 当該規制緩和が、特定の者や街区の利益につながるものではないと認められる。 ③ 【妥当性（必要性）】 当該規制緩和により実施する活動が、本エリアマネジメントの目的達成に寄与するものであり、緩和の必要性が高いと認められる。 ④ 【妥当性（事業効果）】 当該規制緩和を受けて実施する取組は、地域の持続的な活性化に効果があると認められる。 ⑤ 【妥当性（デメリット）】 規制緩和により規制の目的が著しく侵害されないよう、必要な措置を講じていると認められる。 地域環境が受忍の限度を越えて悪化しないよう、影響を最小限に留める措置を講じていると認められる。 ⑥ 【実行性】 規制緩和の内容が、対象となる空間・施設等の構造、根拠規定等と照らして実現不可能なものではないと認められる。
4	エリアマネジメントを推進するために必要と考える事項	- 記載目的 - 記載内容	イ 妥当性	① 【妥当性】 記載目的及び内容に妥当性があり、エリアマネジメントを推進するために記載することが必要と認められる。

広島市まちづくり要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の特性に応じた市民主体の活力ある安全で住みよいまちづくりを推進し、広島市の個性豊かで美しい都市環境の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 住民等と市の協力のもとに行われる道路、公園等の公共施設及び建築物その他の工作物の整備、緑化並びに土地等の利用に関する計画等の作成とその実現をいう。
- (2) 住民等 まちづくりの対象区域内の居住者、事業者及び土地又は家屋の所有者をいう。
- (3) まちづくり活動団体 住民等又は住民等のほかまちづくりに関心を有する者により構成される活力ある安全で住みよいまちづくりを推進することを目的として活動する団体をいう。
- (4) まちづくり計画 次のいずれかの号に該当するまちづくりに関する計画をいう。

① 地区計画（都市計画法第12条の4第1項第1号に定める計画）、建築協定（建築基準法第69条に定める建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準についての協定）、景観計画（景観法第8条に定める計画）、景観協定（景観法第81条第1項に定める良好な景観の形成に関する協定）及び緑地協定（都市緑地法第45条第1項に定める緑地の保全又は緑化に関する協定）

- ② 敷地の共同化等による建築物の整備や良好な住宅供給
- ③ 市街地再開発、土地区画整理等による地区の一体的整備
- ④ 生活道路の改善等による地区の環境整備
- ⑤ エリアマネジメント活動計画（広島市エリアマネジメント活動計画認定要綱第4条第1項に定める計画）
- ⑥ その他地区レベルの具体的なまちづくりで市長が必要と認めるもの

(地区計画等)

第3条 まちづくり活動団体は、まちづくり計画に係る内容を、地区計画等として定めるように市長に要請することができる。

2 市長は、まちづくり活動団体の要請に応じて、まちづくり計画の内容のうち必要なものを地区計画等として定めることができる。

(まちづくりへの支援)

第4条 市長は、住民等から要請があった場合で必要と認めたときは、市職員によるまちづくり出前講座を行うことができる。

2 市長は、次の各号に該当するまちづくり活動団体に対して、申請があった場合で必要と認めたときは、アドバイザーの派遣、コンサルタントの派遣及び活動費の助成を行うことができる。

- (1) まちづくり計画を作成しようとするもの。
- (2) まちづくり計画の作成に際し、当該計画の対象となる区域を代表するもの。
- (3) 活動範囲が、一体的なまちづくりの必要性があり、かつ一団のまとまりのある区域であるもの。

(委任)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画総務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前に、改正前の広島市まちづくり要綱第3条の規定により認定したまちづくり協議会は、改正後の広島市まちづくり要綱第4条第2項に規定するまちづくり活動団体とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

広島市まちづくり要綱施行要領

（目的）

第1条 この要領は、別に定めるものを除くほか、広島市まちづくり要綱（以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

（アドバイザーの派遣）

第2条 アドバイザーの派遣は、市職員の出前講座等によりまちづくりの方向性を見出したまちづくり活動団体に行うものとする。

2 アドバイザーの派遣内容等は別表1に定めるものとし、その申し込みは、別記第1号様式による申請書により市長に対して行うものとする。

（アドバイザーの派遣費用）

第3条 アドバイザーの派遣に関し市が負担する費用は、原則として1まちづくり活動団体、1年度につき20万円を限度とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

（コンサルタントの派遣）

第4条 コンサルタントの派遣は、市職員の出前講座等によりまちづくり計画を策定しようとするまちづくり活動団体に行うものとする。

2 コンサルタントの派遣要件及び派遣内容等は別表2に定めるものとし、その申し込みは、別記第2号様式による申請書により市長に対して行うものとする。

（コンサルタントの派遣費用）

第5条 コンサルタントの派遣に関し市が負担する費用は、原則として1まちづくり活動団体、1年度につき150万円を限度とし、予算の範囲内で市長が定めるものとする。

（アドバイザー及びコンサルタントの派遣の決定）

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による申請を受理したときは、当該内容を審査のうえ、すみやかにアドバイザー及びコンサルタントの派遣の適否を決定し、別記第3号様式による通知書によりまちづくり活動団体に通知するものとする。

（活動報告）

第7条 アドバイザー及びコンサルタントの派遣を受けたまちづくり活動団体は、各年度の活動終了後すみやかに市長に活動報告書を提出しなければならない。

附 則

この要領は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月2日から施行する。

エキキタエリアマネジメント活動計画



平成31年2月
エキキタまちづくり会議

－ 目 次 －

1	活動名称	P. 3
2	活動範囲	P. 3
3	まちづくりビジョン（活動の目的及び目標）	P. 4
	(1) エキキタまちづくりビジョン（将来像）	P. 4
	(2) 取組み目標と取組みプロジェクト	P. 4
4	実施主体（活動組織）	P. 5
	(1) 組織名称	P. 5
	(2) 組織の概要	P. 5
	(3) 役員名簿	P. 5
	(4) 組織体制	P. 5
	(5) 構成員	P. 6
	(6) 主な活動実績	P. 6
	(7) 財務状況	P. 7
5	事業計画（取組内容）	P. 8
6	収支計画	P. 9
	事業スキーム及び経費の流れ	P. 10
7	取組に必要な規制緩和	P. 11
	(1) 「有効空地」の活用	P. 11
	(2) 「街区公園」の活用	P. 12
8	添付書類	P. 13

1 活動名称

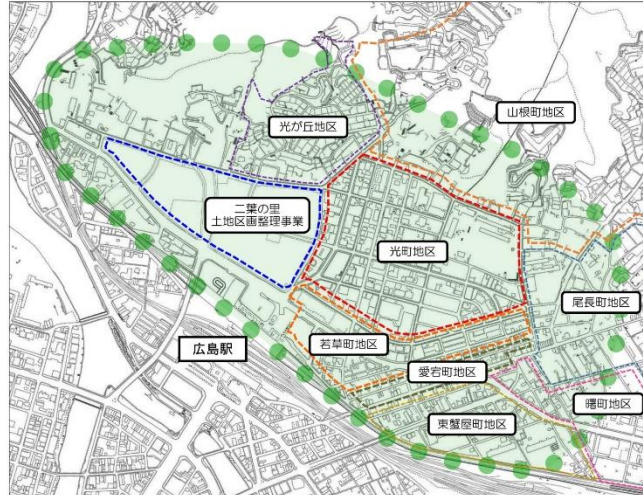
エキキタエリアマネジメント

2 活動範囲

J R広島駅新幹線口周辺地区である通称「エキキタ」の範囲

(尾長町地区、二葉の里地区、光町地区、若草町地区、光が丘地区など尾長連合町内会の活動範囲を中心とする下図の範囲)

広島駅を中心とした回遊性の観点から、広島駅からの徒歩圏内を念頭に設定しています。



3

3 まちづくりビジョン (活動の目的及び目標)

3 まちづくりビジョン (活動の目的及び目標)

(1) エキキタまちづくりビジョン (将来像) : 歴史文化・にぎわい・生活の交差点! 交流が生まれるまち

古くから歴史・文化、往来、コミュニティの「交流」によって育まれてきたエキキタに、「新たな交流」が融合して、広島駅の玄関口というステージでエキキタの魅力ある資源を活かして、持続的に賑わいが生まれるまちづくりを目指します。また、エキキタは広島駅の玄関口であるため、来訪者が最初に目にする「広島」です。広島的第一印象をより良くするためにもきれいで快適に過ごせるまちづくりが必要です。さらに、エキキタのエリアには事業所だけでなく、多くの人が居住しています。来訪者、居住者にとって、快適・安全・安心は、全ての人のまちづくりの基本としてとらえ、きれいなまちで、安全で安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

(2) 取組目標と取組プロジェクト

エキキタまちづくりビジョン (将来像) の実現に向けての取組み・事業を方向付ける「取組目標」と「取組プロジェクト」を設定しました。エキキタまちづくりの取組・事業は、「取組目標・プロジェクト」に沿って実施していきます。



4

■ 4 実施主体（活動組織）

4 実施主体（活動組織）

- (1) 組織名称
エキキタまちづくり会議

(2) 組織の概要

J R広島駅新幹線口周辺地区（エキキタ）は、「往來の交流」「歴史・文化の交流」「交通の交流」など様々な「交流」によって、育まれてきました。若草地区の再開発事業、二葉の里地区の新規施設の集積、広島駅自由通路・デッキの整備などにより、「新たな交流」によるまちづくりが期待できるまちに生まれ変わっています。エキキタの魅力を磨き上げ、一体的なまちづくり・地域おこしを進めることで、様々な人々が交流し、賑わいと活力が高まり、「広島を代表する地区に成長させたい」と考え、平成27年3月にエキキタの地元企業や住民団体、行政が「エキキタまちづくり会議」を設立しました。

本会議は、産官学民の協働・連携により、エキキタが一体となった持続可能なまちづくりを円滑かつ効果的に推進することを目的としています。

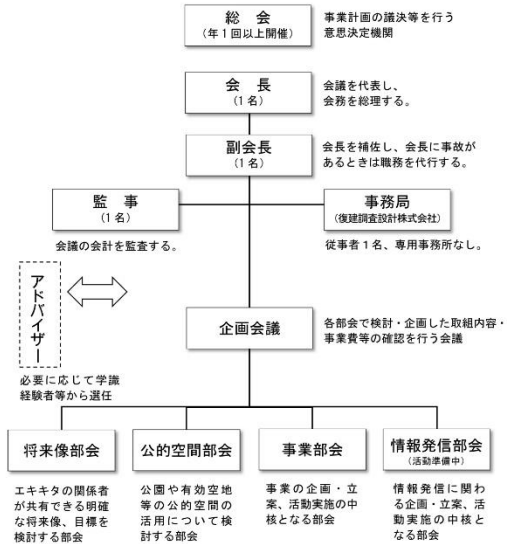
本会議は、この目的を達成するため、次の活動を行います。

- ① エキキタのまちづくり・地域おこしに関する企画・立案、計画の策定及び活動の実施に関すること。
- ② エキキタの魅力や活動の国内外への情報発信に関すること。
- ③ その他、目的の実現に必要な事項に関すること。

(3) 役員名簿

役 名	団体名	氏 名	役 職
会 長	シージーケー株式会社	下河内 一成	代表取締役社長
副会長	尾長地区連合町内会	山城 政之	会 長
監 事	広島銀行広島駅北口支店	渡部 聡一郎	支店長
事務局	復建調査設計株式会社		

(4) 組織体制



5

■ 4 実施主体（活動組織）

(5) 構成員

加盟団体数は26団体で、有している知見等に依り、「将来像部会」、「事業部会」、「公的空間部会」に属しています。

NO.	団 体 名	将来像部会	事業部会	公的空間部会
1	地域住民	●	●	●
2	尾長地区連合町内会	●	●	●
3	株式会社イズミ	●	●	●
4	シェラトングランドホテル広島	●	●	●
5	西日本旅客鉄道株式会社広島支社	●	●	●
6	広島テレビ放送株式会社	●	●	●
7	ホテルグランヴィア広島	●	●	●
8	大和ハウス工業株式会社	●	●	●
9	J R広島病院	●	●	●
10	中国 S C 開発株式会社	●	●	●
11	株式会社 G A パートナース	●	●	●
12	株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ	●	●	●
13	大和情報サービス株式会社	●	●	●
14	株式会社 ザイマックス九州	●	●	●
15	株式会社 アトラクトワン	●	●	●
16	株式会社 マウンテンブック	●	●	●
17	シージーケー株式会社	●	●	●
18	地元町内会（光町町内会）	●	●	●
19	株式会社にしき堂	●	●	●
20	光南工会	●	●	●
21	広島銀行広島駅北口支店	●	●	●
22	復建調査設計株式会社	●	●	●
23	もみじ銀行広島光町支店	●	●	●
24	（有）ピー・エム・ジー	●	●	●
25	エキキタの通り名前をつける会	●	●	●
26	広島飲食業生活衛生同業組合（エキキタ部会）	●	●	●
27	行政	●	●	●
28	比治山大学	●	●	●
29	広島学院大学	●	●	●
30	事務局	●	●	●

(6) 主な活動実績

実施時期	取組名等	取組内容
平成28年1～3月以降、毎年開催	エキキタスイーツラリーの実施	エキキタへの来訪者増加を目的に、スイーツ店を対象としたスタンプラリーを実施 第2回 平成28年1月22日～3月20日 第3回 平成29年2月1日～3月15日 第4回 平成30年2月1日～3月15日 ※第1回はエキキタまちづくり会議の設立前に関係団体の実行委員会方式により実施
平成27年2月	エキキタ活性化組織設立準備会	エキキタの活性化のための組織設立のため、東区役所と地元商工会等が意見交換を行うための準備会を開催 エキキタの地元企業や住民団体、行政によりエキキタまちづくり会議を設立。以降、定期的に会議を開催
平成27年3月	エキキタまちづくり会議設立	会議開催件数 H27 H28 H29 総会 2回 2回 2回 企画会議 1回 3回 2回 将来像部会 3回 4回 3回 事業部会 2回 5回 6回
平成27年8月以降、毎年開催	祈りと平和のタペの開催	平成24年度から毎年8月5日等に開催されているエキキタにある七つの社寺を千本のワロツクと夏の花ひまわりで彩り出すイベント「祈りと平和のタペ」の実行委員会に参加。以降、毎年開催
平成27年12月	他都市のまちづくりの視察	エリアマネジメントの先進事例について調査し、エキキタのまちづくりに参考させるため、他都市（福岡市のMe Love 天神の取組など）の視察を実施
平成28年2月	お店マップの作成	エキキタの魅力を情報発信し、賑わいや回遊性のある空間を創出するため、「広島エキキタ数値 お店マップ」を延べ35,000部作成、配布
平成28年3月以降、4回開催	講演会の開催	エキキタにおける賑わいづくりの取組の推進を図ることなどを目的に、外部講師を招き講演会を開催 第2回 平成28年12月3日 第3回 平成29年3月11日 第4回 平成30年3月4日
平成29年3月	エキキタまちづくりビジョンの作成・配布	様々なまちづくりの取組を方向付け、エキキタのまちづくりに関係する方々が共有できるエキキタまちづくりビジョンを15,000部作成、配布
平成29年6月	街区公園清掃等緑地管理制度の活用	市から緑地管理が交付される「街区公園清掃等緑地管理制度」を活用し、エキキタまちづくり会議の推進員である「尾長連合町内会」が街区公園の管理を開始
平成29年6月	一斉清掃の実施	エキキタ内の様々な人々が協働してエキキタ内にある街区公園や緑地の清掃活動を開始。以降、毎月1回実施
平成29年6月	公的空間部会の新設	エキキタまちづくり会議内に、公園や有効空地の活用を検討するために「公的空間部会」を新設 平成29年度中に4回の会議を開催
平成29年10月29日（月）・2回開催	エキキタカラフルマルシェの開催	「公的空間が変えれば、街が変わる！」をキャッチフレーズに、公的空間活用実証事業として「エキキタカラフルマルシェ」を開催 第2回 平成30年11月3・4日
平成29年11月18日～1月8日	エキキタイルミネーションの実施	新しい冬のスポットとして「リボン」を愛言葉（あいことば）に、「エキキタイルミネーション」を実施 平成30年度 11月9日～1月15日
平成30年4月	街区公園等指定管理制度の活用	エキキタまちづくり会議の構成員である「尾長連合町内会」が、「街区公園等指定管理制度」を活用し、エキキタ内13か所の公園等の管理等を開始

6

4 実施主体（活動組織）

(7) 財務状況

平成29年度収支（前年度収支）

収入の部				単位：円
科 目	予算額	決算額	摘 要	
前年度繰越金	48,259	48,259		
負担金等	2,650,000	2,650,000	広島市負担金	
	100,000	100,000	光商工会支援金	
その他収入	100,000	216,054	協賛金、イベント収入等	
	10	7		
収入合計	2,898,269	3,014,320		

支出の部				単位：円
区 分	科 目	予算額	決算額	摘 要
将来像部会	開催費	250,000	112,845	勉強会、視察
	委託料	800,000	55,000	全国エリマネットワーク関連
		500,000	799,200	アンケート調査、ビジョン作成等
事業部会	事業費	500,000	766,190	スイーツラリーの実施
		300,000	61,540	既存イベント連携
		600,000	—	新規イベント実施
			279,087	カラフルマルシェの開催
	事務費	300,000	300,000	イルミネーションの実施
			285,958	印刷費、通信費等
当期支出合計		2,750,000	2,679,820	
次年度繰越金		148,269	334,500	
支出合計		2,898,269	3,014,320	

平成30年度収支（現年度収支計画）

収入の部				単位：円
科 目	予算額	決算額	摘 要	
前年度繰越金	334,500			
負担金等	2,650,000		広島市負担金	
	100,000		光商工会支援金	
その他収入	200,000		協賛金、イベント収入等	
	10		利息	
収入合計	3,284,510			

支出の部				単位：円
区 分	科 目	予算額	決算額	摘 要
将来像部会	開催費	250,000		勉強会、視察
				全国エリマネットワーク関連
		500,000		スイーツラリーの実施
事業部会	事業費	100,000		既存イベント連携
		150,000		カラフルマルシェの開催
		550,000		イルミネーションの実施
				エキキタマップの作成
公的空間部会	委託料	800,000		実証実験
		100,000		一斉清掃等の実施
	事務費	300,000		印刷費、通信費等
当期支出合計		2,750,000		
次年度繰越金		534,510		
支出合計		3,284,510		

- 事務所経費や人件費等の基礎的経費は、構成員の持ち出しとなっており、当会議からは支出していません。
- 収入の大部分は広島市の負担金ですが、将来的には収益事業による収入を増やし、広島市からの負担金を少なくしたいと考えています。

5 事業計画（取組内容）

5 事業計画（取組内容）

主な取組は次のとおりです。エキキタまちづくりビジョン（将来像）の実現に向けて「取組目標・プロジェクト」に沿って実施していきます。

（凡例 ●：実施 ○◇◇：継続実施 ○◇◇◇：継続検討）

区分	取組名	取組概要	開始時期等	年間スケジュール												備 考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自立する	エキキタまちづくりビジョンの作成・配布	エキキタの活動を認知してもらうため、関係者に限らず広く配布	平成29年3月発行	●												
	講演会の開催	まちづくりの促進の経緯や発展を図ることなどを目的に、講演会を開催	平成29年3月以降4回開催						●						●	
	他都市のまちづくりの視察	エキキタのまちづくりの参考とするため、他都市視察を実施	平成27年12月に実施								●					
安全・安心・快適	街区公園等指定管理制度の活用	エキキタまちづくり会議の構成員である「屋長連合町内会」が「街区公園等指定管理制度」を活用し、エキキタ内13か所の公園等の管理を行う。	平成30年4月から実施	●												
	街区公園の活用（自動販売機の設置）	街区公園（二葉の里三公園）に自動販売機を設置し、憩いの場としての質の向上を図るとともに、財源を確保しまちの賑わいづくりに充てる。	平成31年4月から開始	●												規制緩和が必要な取組
	一斉清掃の実施	エキキタ内の様々な人々が協働してエキキタ等にある二葉の里通り（有効空地）や街区公園（二葉の里三公園を含む）、緑地等の清掃活動を行う。	平成29年6月から毎月1回実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
つどい	エキキタカラフルマルシェの開催	「公的空間が変われば、街が変わる！」をキャッチフレーズに、公的空間活用実証事業として「エキキタカラフルマルシェ」を開催	平成29年10月29日開催	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	二葉の里通り（有効空地）を活用した賑わいイベントの開催	恒常的な賑わい創出を目指す、有効空地において、各種イベントの開催や物産・飲食物の販売などを行う。	平成31年4月から社会実験を開始	●												規制緩和が必要な取組
	折り紙と平和のたけの開催	エキキタにある七つの社寺で、8月6日の朝にヒロシマを訪れる方を千早のロウソクと夏の花びまわりでお出迎えするイベントを開催	平成24年度から開催					●								
活かす	エキキタイルミネーションの実施	エキキタの新しい冬のスポットとして「リボン」を愛言葉（あいことば）に、「エキキタイルミネーション」を実施	平成29・30年冬季（11～1月）に実施													
	エキキタスイーツラリーの開催	スイーツ店の集結したエキキタの特徴を活かし、来訪者の増加を目的に、スイーツ店を対象としたスタンプラリーを実施	平成28～29年度は、7～3月頃実施													
	お店マップの配布	エキキタの魅力を情報発信し、賑わいや回遊性のある空間を創出するため、「広島エキキタ数集 お店マップ」を配布	平成28年2月に作成後、継続し配布	●												
つなぐ	ホームページの開設・運用	エキキタの魅力やイベント情報等を発信する。また、ホームページ上で二葉の里通りの利用申請受付などを行う。	平成31年度中に開設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	南北自由通路を活用したイベント等	広島駅周辺全体で賑わいを創出するためのイベントの実施について検討	平成29年5月に南北自由通路完成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

6 収支計画

平成31年度収支（認定後の収支計画）

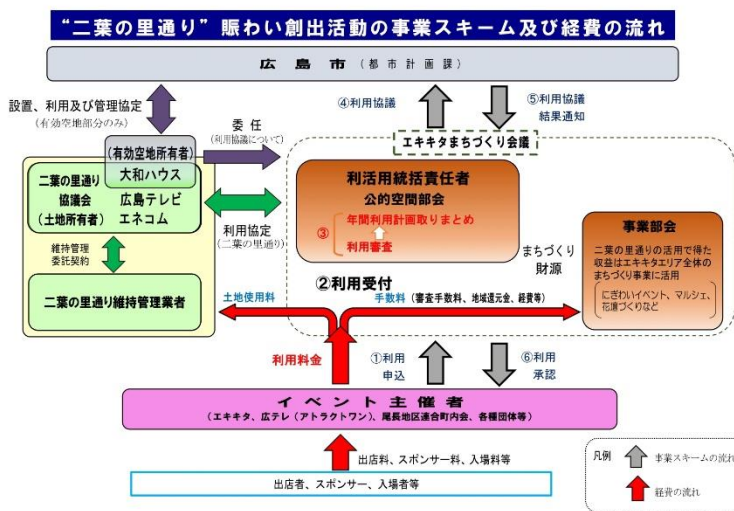
収入の部			単位：円
科 目	予算額	摘 要	
前年度繰越金	534,510		
負担金等	2,650,000	広島市負担金	
	100,000	光商工会支援金	
公共施設等の利活用収入	200,000	自動販売機の設置（二葉の里第三公園）による収入	
	131,000	二葉の里通り利用料（審査手数料等分）	
その他収入	200,000	協賛金、イベント収入等	
	50	利息	
収入合計	3,815,560		

- Y 過年度の収支計画に、「二葉の里通り（有効空地）の活用」及び「街区公園の活用（自動販売機の二葉の里第三公園への設置）」に係る項目を追加記載しています。
- Y これらの収入額、支出額については、取組状況を踏まえ、検証、見直しを行います。
- Y 将来的に使用料収入を増やし、広島市からの負担金を減らしていきたいと考えています。
- Y その他、会費等の導入等、新たな自主財源の確保についても、検討していきます。
- Y 有効空地（二葉の里通り）の活用に係る「事業スキーム及び経費の流れ」は次ページの図のとおりです。

支出の部			単位：円
区 分	科 目	予算額	摘 要
将来係部会	開催費	250,000	勉強会、視察
			全国エキキタネットワーク関連
事業部会	事業費	500,000	スイーツラリーの実施
		100,000	既存イベント連携
		150,000	カラフルマルシェの開催
		550,000	イルミネーションの実施
			エキキタマップの作成
公的空間部会	委託料	800,000	実証実験（アンケート調査等）
		100,000	一斉清掃等の実施
		30,000	自動販売機維持管理料
		50,000	二葉の里通り受付事務経費
情報発信部会	委託料	300,000	ホームページ開設・運営
	事務費	400,000	印刷費、通信費等
当期支出合計		3,230,000	
次年度繰越金		585,560	
支出合計		3,815,560	

【預かり金】			単位：円
科 目	予算額	摘 要	
二葉の里通り利用料（土地使用料分）	3,370,600		

<事業スキーム及び経費の流れ>



- 経費の流れ
- イベント主催者が出店者、スポンサー、入場者等から出店料等を徴収する。
 - イベント主催者がエキキタまちづくり会議に、利用申込を行う。
 - イベント主催者はエキキタまちづくり会議に、利用料金として「二葉の里通りの土地使用料」と「まちづくり財源となる手数料」を支払う。
 - エキキタまちづくり会議は、徴収した利用料金のうち、土地使用料は、土地所有者である二葉の里通り協議会（維持管理業者が代理受領）に支払い、手数料については、エキキタエリア全体のまちづくり事業に活用する財源として、エキキタまちづくり会議が収入する。
 - エキキタまちづくり会議は手数料を財源としてエキキタエリア全体のまちづくり事業を行う。

7 取組に必要な規制緩和

(1) 「有効空地」の活用

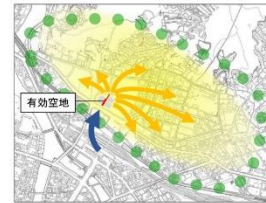
「広島駅新幹線口地区における用途地域及び容積率の見直し等の都市計画に関する運用方針」に基づく有効空地の利用制限の緩和（ただし、利用制限（占用基準）については、「広島市特定街区運用基準」を準用）

ア 具体的な規制緩和の内容

現行基準	希望支援内容（緩和内容）
① 活動は「スポーツ、芸術の鑑賞等、公衆のレクリエーション活動の向上に寄与する行為」や「公共公益に資する行為」に限られる。（実費徴収は可能であるが、営利目的の活動は不可）	対象の活動に、「当計画に係る活動（イベント等）」を加え、営利目的の活動を可とする。
② 占用期間は、一回の行為について3か月以内。同一街区において、年間2回以上占用行為を行う場合は、全行為の延べ日数が年間180日を超えない範囲であること。	年間180日を超える占用を可とする。



有効空地の活用イメージ



支援により得られる効果のイメージ

イ 規制緩和により得られる効果

① エキキタ全体の年間を通して活性化

当該有効空地は、エキキタのエリアマネジメント活動範囲の中心近くに位置し、また広島駅にも近いことから、エキキタ全体の活性化において非常に重要な場所です。
この有効空地において、イベントの開催や物品販売、飲食物の取扱いなどを行うことにより、賑わいの創出や、地区の内外からの集客、エリア全体の回遊性の向上に大きく寄与するものと考えています。
さらに、有効空地を年間を通して活用することにより、年間を通して賑わいづくりに大きく寄与すると考えています。

② エリアマネジメント活動の持続的発展のための財源の確保

エリアマネジメント活動においては、活動資金の確保が重要ですが、現在、エキキタまちづくり会議の活動費の9割以上を広島市（東区地域起こし推進課）の負担金に頼っている状況にあり、自立した自由度の高いエリアマネジメント活動を目指す上で、現在の状況が続くことは望ましくありません。
このため、有効空地を活用して独自の財源を確保することにより、エリアマネジメント活動の自立及び実行性・持続性・安定性の向上につなげていきたいと考えています。

ウ 遵守事項（有効空地の活用にあたってのルール）

有効空地の活用にあたっては、次の事項を遵守します。

- 有効空地で開催するイベントは、その内容等がエリアマネジメント活動の目的や「まちづくりビジョン」に即していると「エキキタまちづくり会議」が認めるものに限り、有効空地の活用により得た収益は、有効空地の維持管理及びエキキタまちづくり会議が行うエリアマネジメント活動に充てることとし、民間事業者等の利益にはしません。
- 有効空地の利用においては、通行の妨げにならないようにするとともに、安全面などにも十分に配慮します。
- その他、有効空地の制限に関する所管課である広島市都市計画課と協議を行い、届出等の必要な手続を行うとともに、指示・指導に従います。

(2) 「街区公園」の活用

エキキタ二葉の里地区内の街区公園の利用制限の緩和（二葉の里第三公園への自動販売機の設置）

ア 具体的な規制緩和の内容

現行基準	希望支援内容（緩和内容）
街区公園への自動販売機の設置は、原則認められていない。	二葉の里第三公園への自動販売機の設置を可とする。

イ 規制緩和により得られる効果

① 公園利用者の利便性の向上

エキキタ二葉の里は広島駅が近く地域外からの来訪者が多いため、その地区内にある街区公園は、地域外からの来訪者にとって憩いの場・やすらぎの場になるものです。そうした場への自動販売機の設置は公園利用者の利便性の向上に寄与し、公園の憩いの場としての質の向上が図られるものと考えています。

② エリアマネジメント活動の持続的発展のための財源の確保

エリアマネジメント活動においては、活動資金の確保が重要ですが、現在、エキキタまちづくり会議の活動費の9割以上を広島市（東区地域起こし推進課）の負担金に頼っている状況にあり、自立した自由度の高いエリアマネジメント活動を目指す上で、現在の状況が続くことは望ましくありません。
このため、自動販売機を設置して独自の財源を確保することにより、エリアマネジメント活動の自立及び実行性・持続性・安定性の向上につなげていきたいと考えています。

ウ 遵守事項（公園の活用にあたってのルール）

街区公園の活用にあたっては、次の事項を遵守します。

- 自動販売機の設置により得た収益は、エキキタまちづくり会議が行うエリアマネジメント活動に充てることとし、民間事業者等の利益にはしません。
- その他、公園の利用制限に関する所管課である広島市緑政課・東区維持管理課と協議を行い、使用許可等の必要な手続を行うとともに、指示・指導に従います。

＜二葉の里の街区公園等の位置関係＞



8 添付書類

- (1) エキキタまちづくり会議規約
- (2) (仮称) エキキタまちづくりガイドライン まちづくりビジョン
- (3) エキキタまちづくり会議 平成30年度第1回総会資料
- (4) 二葉の里通りに係る利用協定書(写)
- (5) FUTABA STREET (仮) ご利用規約
- (6) 二葉の里通りの「利用料金&エリア」
- (7) 二葉の里通り活用申請審査要綱
- (8) 二葉の里通りに係る業務委託契約書(写)

〔参考資料〕有効空地の利用に係る都市計画課への協議書類一式

自動販売機設置に係る公園使用許可申請書類一式

広島駅まち協議会エリアマネジメント活動計画



広島駅まち協議会エリアマネジメント活動計画

1. エリアマネジメントの名称及び対象地域
2. エリアマネジメントの目的及び目標
3. エリアマネジメント団体の組織体制
4. エリアマネジメントの取組内容
5. エリアマネジメントの収支計画
6. エリアマネジメントの推進において必要と考える公共施設等の使用等に係る制限等の緩和

1. エリアマネジメントの名称及び対象地域

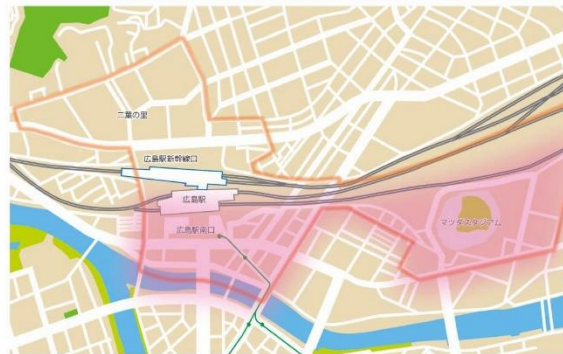
活動の名称

広島駅まち協議会エリアマネジメント

活動の範囲

JR広島駅南口地区～マツダスタジアム地区周辺

※都市再生緊急整備地域（広島駅周辺地域）のうち、JR山陽本線から南側の範囲（下図網掛けの範囲）



2

都市再生緊急整備地域について

都市再生緊急整備地域とは？

都市再生特別措置法（平成14年4月5日 法律第22号）に基づいて、「都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域」として政令で定められるもので、その立案は内閣に設置された都市再生本部で行われます。広島市では、平成15年7月18日に『広島駅周辺地域』が、平成30年10月24日に『広島紙屋町・八丁堀地域』が指定されています。（広島市ホームページより抜粋）

『広島駅周辺地域』について

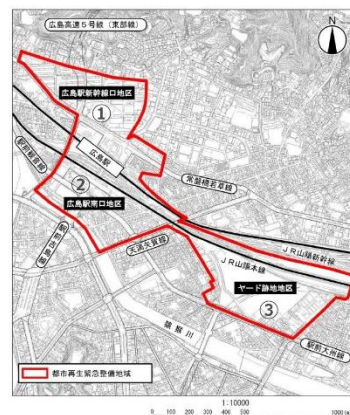
本協議会では、地区の価値を持続的に維持し、向上させるためにはハード整備にとどまらず、生まれ変わったまちをどのように活用するかといったソフト面での取組が不可欠であると考え、このうち②広島駅南口地区、③ヤード跡地地区（マツダスタジアム）周辺を主な活動範囲に設定しています。

「広島駅周辺地域」では、広島市の陸の玄関にふさわしい個性的で魅力ある都市空間の形成を目指し、広島駅新幹線口地区、広島駅南口地区、及びヤード跡地地区の開発の推進を重点事業として進めていくこととしています。（広島市資料より抜粋）

各地区の概要、整備方針等は以下のとおりです。

①広島駅新幹線口地区（※エキキタまちづくり会議の活動エリア）

若草町地区においては、市営若草住宅の建替完成により、遊休地化した土地の有効活用を図り、敷地の整形化や不燃化による安全なまちづくりを進めるため、個人施行方式による市街地再開発事業を実施し、平成22年に再開発ビルが完成した。未利用の国有地とJR西日本の施設などが存在する二葉の里地区においては、土地区画整理事業により都市基盤整備を行うとともに、具体的な土地利用方針や開発誘導方策等の検討を行うことで、民間主体の計画的な開発を誘導し、広島駅南口と一体となった本市の陸の玄関にふさわしい地区に再生する必要がある。



3

都市再生緊急整備地域について

②広島駅南口地区

広域交通ターミナルである広島駅に隣接した重要な位置にありながら、老朽建物が密集し、効率的な土地利用がなされていなかったBブロック、Cブロックにおいて、市街地再開発事業の実施により、建物の不燃化と土地の高度利用による商業・業務機能の集積を進め、都市機能の充実・強化を図る。

③ヤード跡地地区（マツダスタジアム（広島市民球場）の建設及び広島市民球場周辺地区開発等の推進）

ヤード跡地地区において、マツダスタジアムを核として、民間事業者による集客施設等を整備し、マツダスタジアムと一体となった年間を通じて賑わいのある空間を創出する。

地域名称	整備の目標	都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項	公共施設その他の公益的施設の整備及び管理に関する基本的事項	緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に關し必要な事項
広島駅周辺地域	〔都市再生緊急整備地域〕 広島市の都心の一角を形成している広島駅周辺地域において、広域交通結節点である地域の特性を活かし、都市機能の充実・強化に資する複合拠点を形成するとともに、建築物の不燃化や耐震化等により災害に強いまちづくりを推進 広島駅南口地区において、敷地の共同化等により、商業を主体とした高次都市機能を強化 広島駅新幹線口地区において、大規模な低・未利用地等の土地利用転換や高度利用により、業務等の多機能拠点を形成 ヤード跡地地区において、広島市のシンボルとなる新たなにぎわいのある都市拠点を形成 鏡川に面した地区において、水の都ひろしまにふさわしい魅力ある水辺空間を活かした回遊性のあるまちづくりを展開	〔広島駅南口〕 ○広島市の陸の玄関口にふさわしい高次商業・業務機能や高質な居住機能等の複合的な都市機能を強化 〔広島駅新幹線口〕 ○業務・居住・商業・医療系等の複合的な都市機能を導入 ○災害時の避難場所、延焼防止となるオープンスペースを確保 〔ヤード跡地〕 ○プロ野球のスタジアムを中心として、広域集客・交流を促進する商業や娯楽機能等を導入 ○大規模災害時の広域避難場所、備蓄倉庫等の防災拠点機能を確保	○都市開発事業による歩道状空地や河岸緑地の整備と合わせた水際の歩道の確保により、回遊性と親水性のある歩行者ネットワークを形成 ○駅前の交通結節点の機能強化を図るため自転車の駐車場を整備 ○広島高速1号線を介して山陽自動車道広島東1Cと都心を直結する広島高速5号線（東部線）を整備 ○広域的な交通利便性の向上に資する都市計画道路常盤橋若草線の拡幅整備 ○駅周辺の回遊性を高めるペDESTリアンデッキ等の整備を検討 ○広島駅とのアクセスの向上に資する都市計画道路駅前大州線の拡幅整備 ○ヤード跡地の円滑な交通処理に資する道路整備等を検討 ○駅から地区内への回遊性を高める歩行者空間の充実・強化を検討	○地下広場や水辺空間との接続、有効活用に配慮したにぎわいのある都市空間を形成する都市開発事業の促進 ○二葉山や社寺など自然や歴史性に配慮した都市空間を形成する都市開発事業の促進

4

2. エリアマネジメントの目的及び目標

エリアマネジメントとは、「地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組み」のことです。エリアマネジメント活動を進めることにより、住民・事業者・地権者等は、次のような様々な受益が期待できます。

- ◎地域に関わる様々な主体の相互理解やネットワーク・絆の形成
- ◎安全・安心で快適な居住環境や就業環境の形成
- ◎地区のイメージアップによる資産価値の向上
- ◎来街者の増加による収入の増加 など

このようなエリアマネジメント活動の効果を発揮するため、「広島駅周辺地区まちづくり協議会」では、会員である広島駅周辺の事業者・団体等が中心となり、まちの将来像とそのために自分たちができることを話し合い、まちづくりのキャッチフレーズやまちの目標像、実現に向けた戦略などをとりまとめた「まちづくりビジョン」を作成し、エリアマネジメント活動の指針とし共有しています。

キャッチフレーズ

次のようなキャッチフレーズを「まちづくりの合言葉として」掲げています。
【キャッチフレーズ】

ワクワクドキドキ 変わるエキマチ HIROSHIMA

【キャッチフレーズに込める想い】

広島市の陸の玄関口であり、再開発事業等による都市再生が進む広島駅周辺地区において、単なる通過点ではなく、行ってみたい・歩いてみたいと誰もが思える『ワクワクドキドキできるまち』や、新しい再開発ビルや歴史的な資源など新旧の魅力が混在し、様々なジャンルやターゲットの広がりや常に新しい発見のある『変化し続けるまち』を目指して、良好な環境づくりや新たな魅力づくりに取り組みます。



5

まちの目標像

次のような「まちの姿」を5年後（2023年）の目標像として掲げるとともに、数値目標を設定しています。

【目指す5年後（2023年）の『まちの姿』】

目的をもって訪れる来街者が増え、地区のブランド力が高まっている。

広島駅周辺地区は、広島の陸の玄関として今も多くの来街者がありますが、次の目的地（市内中心部、宮島など）に向かうための通過点としての機能がメインで、多くの人が目的をもって訪れ、にぎわいのある地区となっていません。このため、再開発等による新たなにぎわいスポットの創出を契機とし、地区の企業・団体等が連携した多様なエリアマネジメント活動の展開により、目的をもって訪れる来街者の増加と地区のブランド力の向上を目指します。

数値目標

項目	現況（2018年）	目標（2023年）
J R広島駅の利用者数	約18万人／日	約23万人／日
広域商圏調査の支持率	5.4%	7%
地区内の事業所数	約970事業所	約1,200事業所
帰宅困難者受入施設数	14施設	18施設
コンベンションの開催件数	9回／年	12回／年
来街者の満足度	－	80%
歩行者の通行量（地下広場）	約5万人／日	約7万人／日

6

まちの目標像を実現する4つの戦略

まちの目標像を実現するために、この地区の特色を生かした、次のような「4つの戦略」を掲げ、これに基づいたエリアマネジメント活動を実践します。また、協議会による活動指標や成果指標として、戦略ごとの数値目標を設定しています。
※目標数値は、協議会の活動数値及び活動により数値増が見込まれるものを想定

①「おもてなしのまち」戦略

- 広島駅周辺地区は広島の陸の玄関であり、多くの人が広島で最初に訪れる場所でも初めて訪れる場でもあります。このため、広島駅周辺地区を訪れる人への案内機能を強化し、誰にとっても分かりやすいまちを目指した取り組みを進めます。

目標像

広島駅を利用する旅行者等が不満を感じず、地区に良い印象を持っている。

数値目標
（2023年）

地下広場案内所の案内件数：約6万件／年
（現況：約5万件／年）



②「にぎわいのあるまち」戦略

- 広島駅周辺地区は、開発により新たなにぎわい拠点が生まれる一方で、拠点性や歴史・文化・自然などの従来からの魅力があります。こうした新旧の魅力を活用・発信し、たくさんの人が集まり、回遊し、長く滞在してもらえるまちを目指した取り組みを進めます。

目標像

年間を通じてにぎわいが継続し、訪れた人が地区内外を回遊している。

数値目標
（2023年）

地下広場・川の駅のイベント実施件数：260件／年
（現況：211件／年）
協議会フェイスブックの「いいね！」の数：500人



7

参考資料

広島駅まち協議会エリアマネジメント活動計画

③ 「スポーツと健康のまち」戦略

- 広島駅周辺地区には、スポーツ施設（マツダスタジアム）・トップス広島（関係企業）・医療施設などがある環境を生かし、スポーツを観たり、スポーツに取り組んだり、気軽に健康づくりが行える仕掛けづくりを進めます。

目標像

大規模なスポーツイベントや健康イベントが継続的に開催され、広島駅周辺がスポーツや健康づくりの拠点となっている。

数値目標
(2023年)

協議会による健康づくりやカープ関連の取組
実施件数：5件/年



④ 「安全・安心なまち」戦略

- 広島駅周辺地区は開発が進んでおり、来街者とともに、マンションなどの住民も今後増えてきます。このため、商業、宿泊、医療、警察などの様々な機能の集積を活かし、どこよりも安全性の高いまちを目指した取り組みを進めます。

目標像

安全・安心な地区として評価され、多くの人が「行ってみたい」「住んでみたい」「働いてみたい」と思っている。

数値目標
(2023年)

協議会によるおもてなし斉清掃の実施回数：12回/年
(現況：4回/年)



8

具体的な活動のイメージ



9

3. エリママネジメント団体の組織体制

組織の名称

広島駅周辺地区まちづくり協議会（略称：ヒロシマエキマチ、広島駅まち協議会）



【デザインコンセプト】
広島駅周辺地区まちづくり協議会が目指す“変わり続けるまち”をテーマに制作。
“広島駅周辺地区まちづくり協議会”を略してヒロシマエキマチとした。
ロゴマークのデザインは、“変わり続けるまち”ということで、グラデーションを用い、優しい配色にした。
グラデーションは、黄色から青の配色になっており、黄色はこれからのヒロシマエキマチの未来への希望を、
青は川に囲まれた広島駅周辺地域を表している。特徴的なマークはHとMを合体させたもので、Hは広島駅、
Mは街を表す。

組織設立の経緯

広島駅周辺地区は、平成15年（2003年）に国から都市再生緊急整備地域に指定され、平成21年（2009年）にマツダスタジアムが開業、平成28年（2016年）には南口に「ビッグフロントひろしま」「エキシティ・ヒロシマ」の2つの再開発ビルが相次いで完成するなど、急速なハード整備により、まちが大きく生まれ変わってきています。

こうした中で、地区の価値を持続的に維持し向上させるためには、ハード整備にとどまらず生まれ変わったまちをどのように活用するかといったソフト面での取組が不可欠であると考え、平成26年（2014年）頃から地区内の事業者や行政等が中心となり、エリママネジメント団体の設立に向けた勉強会の開催や定期的な清掃活動の実施等の取り組みが始まりました。平成27年（2015年）には、新たなまちを考えるワークショップの実施、平成28年（2016年）からは本格的なエリママネジメント活動を実施する任意組織の設立に向けた準備会議を開催し、組織体制や活動プラン等を検討してきました。そして、平成30年（2018年）5月、地区内の企業・団体等を中心とした「広島駅周辺地区まちづくり協議会」を発足しました。

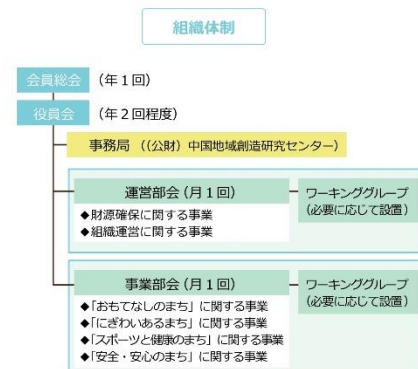
広島駅周辺地区まちづくり協議会では、広島駅南口周辺やマツダスタジアム周辺を主な活動範囲とし、にぎわいづくりや回遊性の向上、安全・安心な環境づくりなどのエリママネジメント活動に取り組んでいます。

10

組織概要

財源確保や組織運営に関する事業を検討・実施する「運営部会」、4つの戦略に基づく個別の事業を検討・実施する「事業部会」を設置しています。

2019年5月末時点の会員数は31会員です。



区分	事業者名	運営部会	事業部会
正会員	アイケイケイ株式会社		○
	アイスタイル株式会社		○
	株式会社アイデオ		○
	株式会社イズミ		○
	株式会社エキシティ広島		○
	株式会社エディオン		○
	エネコム		○
	カルビー株式会社 Calbee Future Labo		○
	グローリー株式会社 中国支店		○
	コストコ広島倉庫店		○
	株式会社ザイマックス九州		○
	シェラトングランドホテル広島	○	○
	大和ハウス工業株式会社		○
	日本郵政不動産株式会社	○	
	株式会社ビックカメラ		○
	広島駅南口開発株式会社	○	○
	広島銀行広島駅前支店	○	○
	社会福祉法人広島市社会福祉協議会		○
	広島テレビ放送株式会社	○	
	広島電鉄株式会社	○	○
賛助会員	株式会社広島東洋カープ		○
	株式会社福屋広島駅前店		○
	三井不動産株式会社		○
	株式会社もみじ銀行	○	○
	ルネサンス広島ホールパークタウン		○
	大和リース株式会社広島支店		○
	公益社団法人中国地域創造研究センター	○	○
	広島県（地域政策局 都市圏魅力づくり推進課）	○	
	広島市（都市整備局、南区）	○	○
	松原町内会		
特別会員	UR都市機構中国まちづくり支援事務所	○	○
	合計	31	27

※活動範囲内の町内会等については、協議会の活動について情報提供を行っており、理解を得られている。
※「正会員」は地区内の土地・建物の所有者・管理者等。「賛助会員」はそれ以外で活動を支援及び協力するもの、「特別会員」は活動を公的や専門的な立場から支援するもの

11

活動実績

これまでの主な取組は以下のとおりです。

活動実績（組織設立準備段階）

実施時期	取組名等	取組内容
2014年1月～9月	事業者ヒアリング	エリマネジメント団体への参画が想定される事業者に対してヒアリングを実施。（21企業・団体、延べ33回）
2014年10月～2015年3月	地区別エリマネジメント準備会議	エリマネジメント組織設立の趣旨に賛同を得た企業・団体の参加により、他都市の事例研究や将来的な組織形態について検討。（地区別：計6回）
2014年11月以降、定期的に開催	エリマネジメントに関する勉強会	事業者による主体的なエリマネジメント活動への機運を醸成するため、他都市においてエリマネジメント活動に携わった経験のある講師等による勉強会を開催。以降、定期的に開催（2014年：2回、2016年：1回）
2015年9月以降、定期的に開催	広島駅周辺おもてなし一斉清掃	広島駅南口周辺やマツダスタジアム周辺などの清掃活動を事業者の参加により実施。以降、定期的に実施。（2015年：1回、2016年：2回、2017年：2回）
2015年9月～2016年2月	広島駅周辺の新たなまちを考えるワークショップ	エリマネ団体に参加予定の事業者同士が話し合う土壌づくりとまちの将来イメージや取組アイデアの共有化を目的に開催。（28企業・団体の延べ122名参加、全4回）
2016年4月～2018年3月	広島駅周辺地区エリマネジメント合同準備会議	本格的なエリマネジメント活動を実施する任意組織としての設立に向け、エリマネ組織の活動プランや組織体制等を検討。（2016年：7回、2017年：7回）
2018年5月	全国エリマネシンポジウム in Hiroshima 2018	全国エリマネシンポジウムの広島大会（参加者約600名）の実行委員会に参画し、協議会設立等のPRを実施。

12

活動実績（組織設立後）

実施時期	取組名等	取組内容
2018年5月	広島駅周辺地区まちづくり協議会設立	広島駅周辺の企業・団体等を中心に設立。以降、定期的に会議を開催。（総会：1回、役員会：1回、運営部会：9回、事業部会：9回）
2018年7月～（以降定期的に実施）	広島駅周辺おもてなし一斉清掃	広島駅南口周辺やマツダスタジアム周辺などの清掃活動を事業者の参加により継続的に実施。（2018年：計5回うち2回中止）
2018年9月	協議会ロゴマーク作成	協議会のエリマネ活動のブランド化を図るため、ロゴマークを作成。（作成協力：安田女子大学造形デザイン学科）
2018年11月	協議会ホームページ、フェイスブック開設	協議会のエリマネ活動のPRやまちの情報発信を行うためのホームページ、フェイスブックを開設。（随時更新）
2018年11月	先進地視察（福岡市）	「博多まちづくり推進協議会」、「We Love天神協議会」の2団体を視察し、取り組み事例や活動の課題・解決策等をヒアリング。（会員10名参加）
2018年11月～2019年1月	広島駅南口地下広場イルミネーション（ドリミゲート～星に願いを～）	ひろしまドリミネーション2018の広島駅周辺サテライト会場のひとつとして、南口地下広場のイルミネーションを実施。エキキタまちづくり会議、JRが実施するイルミネーションと共通のテーマ（「星に願いを」）を設定し、広島駅全体の一体感をPR。
2019年2月～（以降、定期的に実施）	「ひろしま駅エリアつうしん」への協力	平成31年2月創刊の地域情報誌「ひろしま駅エリアつうしん」を通じ、地区内でのイベント等の情報発信を実施。（月2回発行）
2019年3月	広島駅周辺地区防災マップ（案）の作成	広島駅周辺の案内マップをベースに、帰宅困難者滞在施設やAED設置箇所等の防災情報を掲載したマップ（案）を作成。（各関係先と調整し、2019年度以降に公表予定）
2019年3月	まちづくりビジョン作成	協議会としての活動の方向性や地区の将来像・目標を示すまちづくりビジョンを作成。

13

参考資料

広島駅まち協議会エリアマネジメント活動計画

財務状況

2018年度収支（前年度収支）

(円)

収入の部				
科目	予算額	決算額	摘要	
事業協賛金	750,000	150,000	マップ作成協賛金	
	700,000	700,000	イルミネーション協賛金	
運営協力金	1,000,000	1,000,000	会員からの任意協力金	
負担金	400,000	0	清掃・イベント等で使用するビブスの共同購入費	
	2,500,000	1,850,000	広島市負担金	
補助金	250,000	0	経済産業省IT導入支援補助金（ホームページ制作）	
その他の収入	0	7	預金利息	
収入合計	5,600,000	3,700,007		
支出の部				
区分	科目	予算額	決算額	摘要
事務局運営費	事務費	170,000	101,555	資料印刷費、通信費等
	会議費	10,000	26,597	会場費、会議用飲料等
広報活動費	委託料	620,000	537,350	ホームページ作成等
交流活動費	開催費	285,000	170,145	先進地視察、勉強会
	負担金	55,000	55,000	全国エリマネ関係負担金等
個別活動費	事業費	1,000,000	1,000,000	まちづくりプラン素案等作成費
		1,800,000	300,000	案内マップ等作成費
		1,180,000	1,410,000	イルミネーションの企画・実施に係る費用
		300,000	99,360	清掃・イベント等で使用するビブスの制作費
支出合計		5,600,000	3,700,007	

14

4. エリアマネジメントの取組内容

2019年度の主な取組内容は以下のとおりです。

2019年度取組内容			「にぎわいづくり」に関する活動				「環境維持」に関する活動				「情報発信」に関する活動					
区分	取組名	取組概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
事業部会	おもてなし	案内機能の強化	課題：取組内容の検討							意見交換会		既存取組の支援				
		地下広場の環境づくり	イベント広場等を活用した居心地のよい環境づくり等を実施				まち歩き		課題：取組内容等の検討							
	にぎわい	広島駅周辺イルミネーション	ドリモネーションと連携し、地下広場でのイルミネーションを実施					検討・他団体調整		イルミネーション実施						
		地下広場等を活用したにぎわいイベント	新たなにぎわいづくりのためのイベントを実施				川の駅活用・意見交換		川の駅活用・イベントの検討		川の駅イベント実施					
	スポーツと健康	スポーツに関連するイベントや仕掛けづくり	会員施設と連携したスポーツイベントの実施				ドラゴンフライズ応援イベント		スポーツ健康イベント		コラボイベント企画					
	安全・安心	おもてなし一斉清掃	広島駅南口周辺やマツダスタジアム周辺の清掃活動を実施													
		防災に関する取組	防災マップの充実や勉強会、帰宅困難者対策訓練等を実施				大州南水防備池見守り	講演会	危機管理室との意見交換		対応訓練		防災施設見学	帰宅困難者対策(案)作成		
	運営部会	エリアマネジメント広告事業	南口東西地下道等への広告掲出によりエリマネ活動の財源を確保	協議・検討				広告事業実施		検証等		支援を求める事業				
		広報活動	ホームページ、フェイスブックによる情報発信を実施	随時更新												
勉強会・先進地視察		取組の参考とするため、勉強会や先進地視察を実施			勉強会(他団体)	勉強会(他団体)			先進地視察							
会員間の交流促進		会員同士の交流会や施設見学会などのイベントを実施		交流会施設見学		施設見学	交流会		施設見学	施設見学						

※詳細スケジュール等については、変更となる場合があります。

15

5. エリアマネジメントの収支計画

2019年度の収支計画は以下のとおりです。公共施設等の使用等に係る制限等の緩和による広告事業収入を見込んでおり、将来的にはこうした事業収入の増加を図り、組織としての自立を目指します。

2019年度収支（当年度収支計画）			
収入の部		(円)	
科目	予算額	摘要	
事業協賛金	800,000	イルミネーション協賛金等	
運営協力金	1,200,000	会員からの任意協力金	
その他の収入	2,400,000	広告料収入	
負担金	2,500,000	広島市負担金	
収入合計	6,900,000		
支出の部			
区分	科目	予算額	摘要
事務局運営費	事務費	50,000	資料印刷費、通信費等
	会議費	100,000	会場費、会議用飲料等
広報活動費	委託料	100,000	ホームページ更新等
交流活動費	開催費	320,000	先進地視察、勉強会
	負担金	30,000	全国エリマネ年会費
個別活動費	事業費	200,000	「おもてなしのまち」に関する事業
		1,500,000	「にぎわいのあるまち」に関する事業
		200,000	「スポーツと健康のまち」に関する事業
		500,000	「安全・安心なまち」に関する事業
	広告事業経費	3,700,000	委託料、フレーム設置費用、占用料等
予備費		200,000	
支出合計		6,900,000	

※広告料収入については、エリアマネジメント広告事業の社会実験期間（3か月分）の収入を見込んでいる。

16

6. エリアマネジメントの推進において必要と考える公共施設等の使用等に係る制限等の緩和

広島市に求める支援事項

- 広島駅南口東西地下道のエリアマネジメント広告事業における「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成20年3月25日付け国道利第22号）」に基づく「広島市道路占用規則」及び「公共地下歩道における広告物の占用許可基準」の運用

具体的な支援内容

規則等	現行基準	希望支援内容
道路占用規則	広告物のための占用は公益上必要があると認められる場合に限り、許可する。	広島駅周辺地区まちづくり協議会が行うエリアマネジメント活動費に充当することを目的とする広告物を「公益上必要があると認められる場合」に該当すると扱い、許可すること。
公共地下歩道における広告物の占用許可基準	公共地下歩道における広告物等の道路占用は公益上又は商慣習上やむを得ないと認められる場合に限り許可する。	広島駅周辺地区まちづくり協議会が行うエリアマネジメント活動費に充当することを目的とする広告物を「公益上やむを得ないと認められる場合」に該当すると扱い、許可すること。

17

支援により得られる効果

■ 遊休スペース等の活用によるまちの景観向上やにぎわい創出等への寄与

現在、無機質で暗いイメージで有効に活用されていない広島駅南口東西地下道等の壁面等を広告スペース等として活用し、協議会による自主審査により良質でにぎわいの創出につながるような広告物を掲出することで、広島駅南口東西地下道等の景観の向上やにぎわいの創出に寄与するものと考えています。

また、広島駅南口東西地下道と広島駅南口地下広場の施設管理者（指定管理者）である広島駅南口開発㈱が構成員であり、同施設の総合的な活用や維持管理についても、広島駅まち協議会と連携して行うことが可能となります。

さらに、路面電車の広島駅前大橋線の整備に伴い、広島駅南口周辺の主要動線が地下2階レベルから地上2階レベルへと移ることが予想され、今後、広島市が広島駅南口地下広場等のあり方や機能の再整備を検討していくうえで、本事業の検証結果が、そのための検討材料のひとつとして活用できます。

■ エリアマネジメント活動の安定的な財源の確保

エリアマネジメント活動には活動資金の確保が重要です。現在、「広島駅周辺地区まちづくり協議会」の活動費は参加会員からの協力金と事業への協賛金、広島市から負担金（上限：事業費の1/2）で賄っていますが、協力金と協賛金は会員から任意で徴収しており、経済情勢等により影響を受ける可能性があり、また広島市からの負担金は3年間（平成30年度～令和2年度）の限定的なものであることから、早期に安定的な自主財源を確保する方策を検討する必要があります。

このため、広島駅南口東西地下道等を活用した広告事業により自主財源を確保することで、エリアマネジメント活動の継続的な実施が可能となり、地域課題の解決や地域価値の向上につながるとともに、組織としての自立が図られると考えています。また、将来的には広島駅南口地下広場内においても、広告事業の展開を検討しており、更なる公共施設の総合的な活用を検討し、より安定的な財源確保を行うことが可能となります。

18

遵守事項

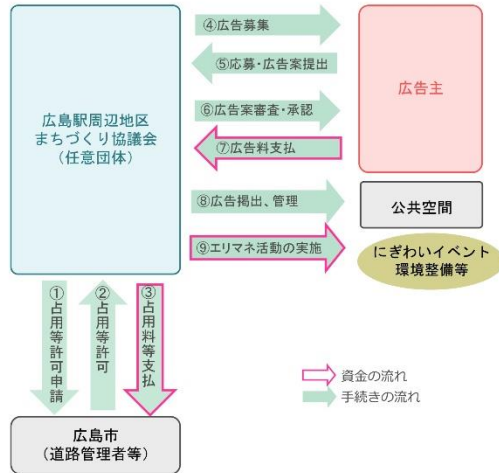
次の事項を遵守し、広告事業を実施します。

- 広告事業により得られた収益は、すべて広島駅まち協議会が行うエリアマネジメント活動に充てることとし、民間事業者の利益にはしません。
- 掲出する広告物が、公共空間にふさわしく、都市景観との調和のとれたものとなるように、協議会による審査会を設置し、内容やデザインについて自主審査を行います。
- 施設管理者等と十分調整し、広告物の設置等の作業においては、通行の妨げとならないようにするなど安全面に十分配慮するとともに、掲出期間中の適切な維持・管理に努めます。
- 道路管理者等と十分協議し、本事業の本格的な実施においては、社会実験の検証等必要な手続きを経て行います。
- その他、関連する広島市の所管課と協議を行い、届出等の必要な手続きを行うとともに、指示、指導に従います。

19

エリアマネジメント広告事業の概要

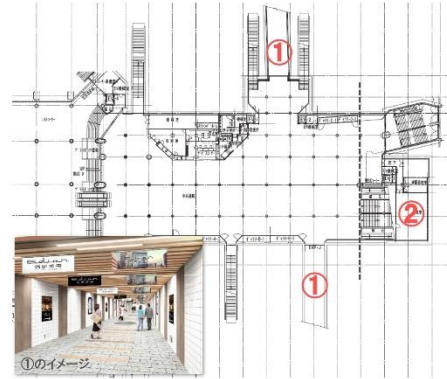
事業スキーム



- 広島駅まち協議会が広島市に対して道路占用等を申請。
- 占用等の許可を受けたスペースを広告枠として広告主に貸し出す。
- 得られた収益を財源にエリアマネジメント活動を実施

※規制緩和による広告の設置については、その具体的な設置方法も含め、制度担当課及び許可等担当課（道路管理課、広島駅周辺地区整備担当、南区維持管理課、広島駅南口開発（施設管理者）及び広島南警察署）に事前相談し、支障がない旨を了承済。

事業概要



場所	概要	規制緩和	規制緩和の内容
①東西地下道	壁面にポスター広告を掲出（B1サイズ、10か所）	必要	道路占用許可基準の緩和
②中央出口階段等	壁面にポスター広告を掲出（B1サイズ、10か所）	不要	（現行の基準内で実施）

登録番号	広C2-2019-445
名 称	広島市エリアマネジメント活動計画認定制度の手引
主 管 課 所 在 地	広島市企画総務局地域活性化調整部 コミュニティ再生課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34 TEL 082-504-2125
発行年月	令和2年（2020年）3月
印刷会社	株式会社ニューズアンドコミュニケーションズ



 **広島市**
The City of Hiroshima